

裁判員裁判における「更生に資する量刑基準」の構築

研究代表者

北海道大学大学院法学研究科教授 城下 裕二

1. 本研究の目的

裁判員裁判は、2018（平成 30）年 5 月で制度開始から 9 年目を迎えた。わが国では、2000 年代半ばから、いわゆる「刑事司法と福祉の連携」が強調されるようになり、裁判員裁判においても、被告人に対して「更生に資する刑罰」を量定し、これを科すことによって再犯を減少させ、社会の安全を実現しようとする要請が強まっている。2016（平成 28）年 6 年に「刑の一部執行猶予」制度が開始され、また同年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことも、こうした要請を側面から支えるものである。また、後述するように裁判員裁判の量刑結果における執行猶予率・保護観察率の（裁判官のみによる量刑結果と比較した場合の）上昇も、裁判員が、当該被告人の更生に強い関心を示していることの現われといえることができるであろう。

それでは、「更生に資する刑罰」を量定するためには、裁判体（裁判員及び裁判官からなる合議体）は、どのような量刑基準を前提とすべきであろうか。わが国の刑法典は、法定刑の幅が広く、法定の任意的な減免事由も多いことから、量刑において裁量が働く余地が大きい。他方で、量刑の一般的原則ないし判断基準に関する規定は、現行法上は存在しない。もちろん、量刑評議に際して、裁判官は裁判員に対して「量刑の基本的な考え方」を説明し、それに従って評議が行われているが、具体的内容は必ずしも明らかにされていないだけでなく、そうした説明自体、さらにはそれに基づく裁判例に現われた思考過程が「更生に資する刑罰」を導くという視点からみて適切であるかどうかを検証される必要がある。そこで本研究では、裁判例を基にしながら、量刑実務の実際を分析することによって、「更生に資する量刑基準」はいかにあるべきかを検討するものである。

2. 前提的考察

本研究では、後述の【研究 1】及び【研究 2】に基づく検討が中心となるが、その前提として、量刑のあり方を考えるに当たって必要となる、いくつかの争点について考察しておくことにする。

(1) 裁判員裁判における量刑の概況

2009（平成21）年5月から導入された裁判員裁判では、裁判員は、事実の認定、法令の適用のほかに、「刑の量定」について判断する権限を有する（裁判員法6条1項）。裁判員制度の意義は、「裁判官と裁判員が責任を分担しつつ、法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識・経験を共有し、その成果を裁判内容に反映させる」ことにあるとされ、これが「犯罪事実の認定ないし有罪・無罪の判定の場面にとどまらず、それと同様に国民の関心が高い刑の量定の場面にも妥当する」¹ものとして具体化されたのである。制度施行から2018（平成30）年7月末までの裁判員裁判の実施状況²を見ると、終局人員は総数で11,342人に及んでいる。

裁判員裁判の一般的傾向については、これまでいくつかの分析がなされているが、特に興味深いのは、裁判官のみの裁判の場合との比較である。これによれば、主要犯罪類型ごとの量刑分布を、刑期の最頻値（最も多い人数の刑期）を基準として、2008（平成20）年4月1日から2014（平成26）年5月末までの裁判官裁判と、制度施行から2014年5月末までの裁判員裁判とで比べてみると、①殺人既遂・殺人未遂・傷害致死・強盗致傷では、裁判官裁判よりも重い方向に移動すると共に、執行猶予の割合が増加しており、「量刑の幅の広がり」が見られること、②（準）強姦致傷（罪名は当時）、（準）強制わいせつでは、いずれも裁判官裁判よりも重い方向に移動しており、これらは制度施行以前からの傾向が施行後も維持されていると見られること、③現住建造物等放火では、全体的に裁判官裁判よりも軽い方向に移動していること、④覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）では量刑傾向がほぼ一致すること、等が指摘されている³。裁判員裁判における執行猶予率、さらには保護観察付執行猶予率の割合が裁判官裁判に比べて上昇していることは当初から指摘されており⁴、上記の制度施行から2018（平成30）年7月末までの実施状況全体においても同様の傾向は続いている。これは、裁判員の（一般情状としての）特別予防的考慮、特に更生可能性ないし更生の実効性への関心の高まりを示すものとも考えられる。

（2）量刑基準の構造

量刑基準の構造については、刑罰の正当化根拠に関する「相対的応報刑論」を背景にしつつ、大別すると2つのアプローチが主張されている。1つは、刑法学の基本原則である「（行為）責任主義」を中心とするものであり、もう1つは刑罰目的論、すなわち一般予防・特別予防という予防的考慮によるものである。前者は「相対的・応報刑論」の「応報刑論」の部分に由来す

¹ 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度』（2001年）103頁。

² 最高裁判所・裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成30年7月）・表3（http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h30_7_saibaninsokuhou.pdf）による。

³ 小島透「裁判員裁判による量刑の変化—統計データから見た裁判員裁判の量刑傾向—」中京49巻3-4号（2015年）169頁以下。制度施行から平成24（2012）年までの裁判員裁判の傾向について同様の分析を行うものとして、原田國男「裁判員裁判における量刑傾向：見えてきた新しい姿」慶應ロー27号（2013年）161頁以下。

⁴ 最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（2012年）23頁参照。

る、「行為責任に応じた刑罰」が正しい刑罰であるとの考え方に基づいており、後者は、「応報刑論」の「相対化」した内容、換言すれば（単なる「行為責任に応じた刑罰」ではなく）犯罪予防目的に資する刑罰が正しい刑罰であるとの考え方（目的主義ないし予防的考慮）に基づいている。ただ、この両者の関係をどのように理解するのが重要となる。それは、例えばある行為者について「行為責任に応じた刑罰」という観点からは重い刑が適当であるが、再犯の可能性が少ないために、特別予防の観点からは軽い刑で足りるといった場合に、最終的にはどのような刑罰を導くべきかといった問題が生じるからである。つまり、2つのアプローチの結論が必ずしも一致しない場合があり、その際の調整ないし解決法が問われるのである。

わが国の実務においては、一般に、量刑判断について次のような考え方が採られてきた。それは、量刑においては、まず「犯情」、すなわち犯行の動機、手段・方法、結果などの犯罪行為自体に関する要素によって、「刑（ないし責任）の大枠」を決めた上で、次に、犯情以外の要素で、主として一般予防・特別予防に関する事情である「一般情状」を考慮して、最終的な宣告刑を決めるというものである。ここでは、犯情が主たる要素、一般情状は二次的・副次的な調整要素として位置づけられている⁵。後述するように、このような考え方は裁判員裁判の下でも維持されている。

実務における、「犯情」を前提に「刑（ないし責任）の大枠」を決め、その範囲内で一般予防・特別予防目的に基づいて宣告刑を導くという考え方は、上述の行為責任主義と予防的考慮とを調和させるための1つの解決法であるようにも見える。ただ、注意が必要なのは、「犯情」に属するとされる要素が広範囲にわたってしまうと（例えば、本来は行為責任とは無関係と解される「犯罪の社会的影響」あるいは「被害感情」をも「犯情」に含まれるとすると）、当然のことながら「行為責任」を超える刑罰を導く結果となり、責任主義の本質である行為責任による「刑罰限定機能」が無意味となるおそれが生じることである。また、同様に「一般情状」についても、必ずしも一般予防・特別予防には還元されない「刑事政策的要素」が含まれるといわれることがあるが⁶、そのように解した場合に適切な限界を設定できるのかという疑問がある。なぜならば、一定の分量をもつ刑罰を科すことで何かを達成しようとするとき、そのすべてが「刑事政策的目的」に叶うという評価が成り立ちうるからである。

このように「犯情」と「一般情状」に基づく判断基準を採用する場合には、「犯情」の範囲を明確化するとともに「一般情状」の内容をも「精選」することによって、行為責任主義を維持し、かつ刑罰の予防効果を適度に発揮しつつも、刑罰の担うべき機能が過重とならないように配慮することが重要であると思われる。

(3) 平成21年度司法研究における指針

⁵ 岡田雄一「量刑—裁判の立場から」三井誠ほか（編）『新 刑事手続Ⅱ』（悠々社、2002年）486頁、河原俊也「量刑—裁判の立場から」三井誠ほか（編）『刑事手続の新展開 下巻』（成文堂、2017年）549頁等を参照。

⁶ 原田國男『裁判員裁判と量刑法』（成文堂、2011年）117頁参照。

裁判員裁判における量刑については、裁判官および研究者による検討に基づいて公開された平成 21 年度司法研究「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」⁷が系統的・具体的な提言を行っており、実務においても参考にされている。同研究の「量刑の考え方について」という項目では、量刑とは「被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を明らかにすること」にあるとされ、上述のように犯情事実によって量刑の大枠を決定し、その中で一般情状事実を（微）調整させる要素として被告人に有利ないし不利に考慮して最終的な量刑を決定するという従来の量刑実務の方法と基本的には同様であるとしている⁸。

また、同研究の「裁判員裁判における量刑判断の在り方」という項目では、(1)量刑に国民の視点、感覚、健全な社会常識等を反映させるという視点を導入すること、(2)量刑の本質に依拠した量刑判断を行うこと、(3)事案の社会学的類型（刑事学的類型）を前提にした判断を行うこと⁹、(4)当事者の主張・立証を踏まえた評議を行うこと、(5)刑の数量化を意識した評議を実施すべきこと、が掲げられている。

この(1)～(5)は各々が重要な意義を有しているが、ここでは、後述する判例・裁判例との関係で、特に(5)に言及しておくことにしたい。(5)では、「裁判員にとって、何らの量刑資料もないまま刑の量定をすることは雲をつかむに等しい作業であり…刑の数量化のためには何らかの資料は必要不可欠である」との認識の下に、裁判員裁判では、量刑資料として裁判員量刑検索システムに基づく量刑分布グラフが用いられており、これは「拘束力がないという点では量刑判断に当たっての参考にすぎないものではあるが…一定程度は量刑（責任の枠）の目安として尊重されるべきもの」と位置づけられ、ただ裁判員制度の趣旨に鑑みると「これまでの量刑傾向を絶対視することはできず、合理的な理由があれば、従来の量刑傾向と異なる量刑判断がなされることも許容される」と論じられていた¹⁰。こうした説明は、従来の量刑傾向を「目安」としつつも、「合理的な理由」によるそこから離脱が比較的広く肯定されているように解釈することも可能なものであった。

(4) 最高裁平成 26 年判決の意義

その後、最判平成 26・7・24 刑集 68 卷 6 号 925 頁〔寝屋川市児童虐待致死事件〕（以下「平成 26 年判決」とする）は、被告人兩名を求刑各懲役 10 年に対して各懲役 15 年に処した第 1 審判決、及びこれを維持した控訴審判決を量刑不当として破棄し、被告人兩名にそれぞれ懲役 10 年及び 8 年を言い渡した。

⁷ 井田良ほか（司法研修所編）『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』司法研究報告書 63 輯 3 号（2012 年）。

⁸ 井田ほか・前掲注(7)5-8 頁。

⁹ これは、例えば強盗致傷について、路上強盗・金融機関強盗・店舗狙い強盗・タクシー強盗などの類型化をすることにより、裁判員に、法定刑の広い幅（この場合は刑法 240 条前段）の中における当該事件の相対的な位置づけ（犯罪行為の重さ）に関する大まかなイメージをもってもらうことを意味するとされる（井田ほか・前掲注(7)18 頁以下）。したがって、これは「犯情」に基づく量刑の大枠を決定する際に意味をもつものと解される。

¹⁰ 井田ほか・前掲注(7)25-26 頁。

平成 26 年判決は、まず「裁判においては、行為責任の原則を基礎としつつ、当該犯罪行為にふさわしいと考えられる刑が言い渡されることとなるが、裁判例が集積されることによって、犯罪類型ごとに一定の量刑傾向が示されることとなる。そうした先例の集積それ自体は直ちに法規範性を帯びるものではないが、量刑を決定するに当たって、その目安とされるという意義をもっている」との前提に立ち、「裁判員裁判といえども、他の裁判の結果との公平性が保持された適正なものでなければならないことはいうまでもなく、評議に当たっては、これまでのおおまかな量刑の傾向を裁判体の共通認識とした上で、これを出発点として当該事案にふさわしい評議を深めていくことが求められている」とした。さらに、「これまでの傾向を変容させる意図を持って量刑を行うことも、裁判員裁判の役割として直ちに否定されるものではない」が「そうした量刑判断が公平性の観点からも是認できるものであるためには、従来の量刑の傾向を前提とすべきではない事情の存在について、裁判体の判断が具体的、説得的に判示されるべきである」と判示している。

事案に即して見ると、第 1 審判決は、本件のような行為責任が重大と考えられる児童虐待事犯に対しては、今まで以上に厳しい罰を科すことが法改正や社会情勢に適合するとしていた。これに対して平成 26 年決定は、「指摘された社会情勢等の事情を本件の量刑に強く反映させ、これまでの量刑の傾向から踏み出し、公益の代表者である検察官の懲役 10 年という求刑を大幅に超える懲役 15 年という量刑をすることについて、具体的、説得的な根拠が示されているとはいえない」と結論づけた。ここでは、「第 1 審判決の犯情及び一般情状に関する評価について、これらが誤っているとまではいえないとした原判断は正当である」としつつ、第 1 審判決のような各量刑事情に対する厳しい評価が、従来の量刑傾向から「具体的、説得的な根拠」なく離脱している点が問題視されたのである¹¹。

平成 26 年判決は、第 1 審判決（及びそれを是認した控訴審判決）が、量刑検索システム及びそこから導かれる量刑傾向にかなり懐疑的な立場を示していたのに対して、「目安」であるとしつつも「裁判体の共通認識」であり「出発点」であると捉えており、量刑傾向に一定程度の拘束力を認めようとしているようにも思われる。さらに、従来の量刑傾向からの離脱は、裁判員裁判の役割として「直ちに」否定されるものではないとしながら、そうした量刑判断が公平性の観点から「も」是認できるためには「具体的、説得的な根拠」を示すべきであるとしている点において、前述の平成 21 年度司法研究よりも、量刑における公平性の維持を重視する立場を押し進めたものと解される。

もっとも、平成 26 年判決では、従来の量刑傾向からの離脱が是認されるための「具体的、説得的な根拠」がどのようなものであるかは明らかにされていない。ここから読み取れるのは、第 1 審判決が指摘するような、児童虐待に対する社会情勢等の変化を提示するだけでは、そうした根拠とは言い難いということのみである。また、そこでは事案の性質上、従来の量刑傾向からの「重い方向」への離脱が問題となっており「軽い方向」への離脱に際しても同様の根拠

¹¹ 楡井英夫「判解」平成 26 年度最判解（2017 年）286 頁参照。

が必要とされるのかについては、この時点では明確ではなかった¹²。

いずれにせよ、平成 26 年判決では、量刑傾向の原則的な重要性を強調して一定の範囲での拘束力を認めるとともに、例外的にそこから離脱することの可否の判断資料として「具体的、説得的根拠」の提示を求めたことが最も重要な点であり¹³、裁判員裁判の量刑評議のあり方、量刑理由のあり方等に関して「その基本となる考え方を示すもの」¹⁴と位置づけられているのである。

(5) その後の動向

平成 26 年判決後、東京高判平成 28・6・30 判時 2345 号 113 頁は、強盗致死、強盗事件の被告人兩名に対して、各懲役 3 年・5 年間保護観察付き執行猶予を言い渡した原判決を量刑不当として破棄し、懲役 6 年 6 月、懲役 6 年にそれぞれ処した。本判決は、原判決について「これまでの量刑傾向の大枠から外れる量刑判断を行ったものといわざるを得ない」とした上で、平成 26 年判決の参照を求めつつ、これまでの量刑傾向を変容させる意図をもって行う量刑判断が公平性の観点からも是認されるためには「従来の量刑傾向を前提とすべきでない事情の存在について、裁判体の判断が具体的、説得的に判示される必要があるところ…原判決がそのような意図をもって本件量刑を判断したとしても、その理由は何ら説明されておらず…原判決の量刑を是認することもできないといわざるを得ない」と判示した。ここでは、軽い方向への量刑傾向からの離脱に関しても、「具体的、説得的な証拠」が要求されるに至っている¹⁵。

以上のように、判例・裁判例は、基本的に従来の量刑傾向を踏襲することを重視し、未だにその内容が明らかにはされていない「具体的、説得的根拠」が提示されない限りは先例から離脱することに消極的な立場を採っている。確かに量刑判断における公平性は重要な原則であるが、それを過大視するあまり、事案の個別性に応じた刑種・刑量の導出が蔑ろにされるのであれば本末転倒である。実際問題として、従来の量刑傾向から踏み出すということは、(ア) 当

¹² 原田國男「裁判員裁判の量刑の在り方—最高裁平成 26 年 7 月 24 日判決をめぐって—」刑ジャ 42 号 (2014 年) 53 頁は、量刑判断の公平性の観点を理由としていることからすれば、平成 26 年判決は軽い方向についても「具体的、説得的根拠」を要するとしたものと解している。

¹³ 城下裕二「裁判員裁判と『同種事犯の量刑傾向』—最高裁平成 26 年 7 月 24 日判決を契機として—」札院 31 卷 2 号 (2015 年) 141-142 頁参照。

¹⁴ 楡井・前掲注(11)293 頁。

¹⁵ 平成 26 年判決後、最高裁は、裁判員裁判による死刑判決を破棄して無期懲役を言い渡した控訴審判決を維持する決定を、同日に 2 件言い渡している (最決平成 27・2・3 刑集 69 卷 1 号 1 頁 [南青山マンション強盗殺人事件] 及び最決平成 27・2・3 刑集 69 卷 1 号 99 頁 [千葉大学女子学生殺人事件 (松戸事件)])。そこでは、死刑選択基準に関する同一の一般論が示されており、「裁判例の集積から死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠を検討」した結果を共通認識として議論すべきこと、また、「死刑の科刑が是認されるためには、死刑の選択をやむを得ないと認めた裁判体の判断の具体的、説得的な根拠が示される必要がある」と指摘されている。ただ、ここでの「具体的、説得的根拠」は、(平成 26 年判決では先例を前提としない場合についての「根拠」を意味していたのに対して) 先例に従った場合でも、死刑選択それ自体について提示される必要があるものとされている点が異なる。これについては、後出 5(2)参照。

該事案の例外性を強調して「犯情」評価を相当程度変更するか、それとも（イ）「犯情」評価はそのままにして（あるいはそれを変更するとともに）「一般情状」の特殊性を理由として「犯情」による責任の枠を離れるという手法を採ることになるが、本来、「一般情状」によって責任を超える重い評価を行うことは行為責任主義に反することを意味するから、（イ）の場合の離脱は軽い方向に限定される必要がある¹⁶。また、（イ）の場合における「具体的、説得的根拠」の提示は、（ア）の場合に比してより困難が伴うことが予想されるとともに、そうした根拠がいかなるものであるべきかが検討されなければならない。

（6）「合意制度」の導入をめぐって

2016年5月に成立した刑事司法改革関連法に基づき、2018年6月1日より「刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成28年法律第54号）が施行され、わが国でも「捜査・公判協力型」の合意制度（いわゆる「司法取引」の一類型）が実施されることになった¹⁷。これによれば、検察官は、特定の財政経済犯罪と薬物銃器犯罪の刑事事件について、被疑者又は被告人が当該事件の真相解明に役立つ協力的行為をすること（取調べ・証人尋問に際して真実の供述をし、証拠物を提出するなど）と引き換えに、その事件について有利な取扱いをすることを内容とする「合意」をすることができる（刑訴法350条の2以下）。合意内容を形成する有利な取扱いの1つとして「第293条第1項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の陳述をすること」（刑訴法350条の2第1項2号ホ）が含まれており、これは検察官が論告の際に、より寛大な宣告刑、例えば執行猶予付きの懲役刑を求刑することなどを意味している。もっともこの合意に基づく求刑は、裁判所を拘束するものではなく、「裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき」（刑訴法350条の10第1項2号ロ）には、被告人は合意から「離脱」できるものとされている。

このように、拘束力がないとはいえ、「他人の刑事事件の真相解明に対する貢献」が減輕事情となりうるのはなぜであろうか。被告人の協力的行為が反省の情に基づいているものであれば、特別予防的考慮に影響を与える「犯行後の態度」として、一般情状の1つに含めて説明することも不可能ではない。その場合には、こうした被告人の協力的行為が「更生に資する量刑」を導くための判断資料ともなりうると思われる。しかし実際問題として、「他人の刑事事件の真相解明」のための協力的行為が、被告人の反省の情に基づいていると想定することは困難である。確かに、刑法42条における自首の規定のように、捜査・訴追の容易化への貢献が減輕事情となることはありうるが、そこでは、あくまでも当該被告人自身の刑事事件に関する協力が前提となっていた。今回の改正の意義に関して、被告人自身のみならず、他人の刑事事件の解明への貢献も量刑事事情となりうることの例証として、東京地判平成10・5・26判時1648号38頁が

¹⁶ 城下・前掲注(13)143頁以下参照。

¹⁷ 酒巻匡「刑事訴訟法等の改正—新時代の刑事司法制度（その1）」法教433号（2016年）46頁以下参照。なお諸外国の立法例では、被疑者又は被告人が自分自身の犯罪事実を認めることと引き換えに有利な取扱いを受ける「自己負罪型」の合意制度もみられるが、今回の改正では、こうした類型の立法は見送られた。

引用されることがあるが¹⁸、同判決の説示を見る限り、同判決ではあくまでも「被告人の真摯な反省の態度」を裏付ける一要素として、(被告人の属する集団の行った) 犯罪の解明に対する貢献が考慮されたものと解すべきように思われる。本制度は、「新時代の刑事司法制度」という標語の下、「手続の適正と担保しつつ組織的犯罪等の事案解明に資する証拠を得ることを可能にする新たな証拠収集手段」として登場したものであるが¹⁹、そうした司法政策自体は尊重されるべきものの、それを量刑の任務の1つとして負わせるべきかどうかについては、議論の余地が残されている。いずれにせよ、合意制度は、本研究のテーマである「更生に資する量刑基準」の問題とは、切り離して考察する必要があると思われる。

(7) 量刑判断過程の可視化・透明化

わが国では、一般的量刑基準、ないしは個別的量刑事情に関する法律上の規定は存在しない。従って、特定の量刑規範に基づいて宣告刑が導かれているかどうかを事後的に検証することが困難である。また、量刑ガイドラインに関しても、裁判員裁判では量刑検索システムが利用されているものの、それは同種事案の量刑傾向を確認するための手段であり、しかも同システム自体は公開されておらず、検索に際してもどのような「変数」が用いられたのかが判決文の量刑理由に示されることは少ない。特に一般情状に関しては、「その他被告人にとって有利な一切の事情」などと一括して表記されることも多く、具体的にどのような事情を考慮したのかが細部にわたっては確認できないこともある。

上記でも一言した諸外国の量刑ガイドラインは、元来は量刑較差の解消が基本的な契機とされているが、同時に、量刑判断過程の可視化・透明化にも役立っているといえることができるであろう。量刑ガイドラインとして著名なものは、1984年に成立した包括的犯罪規制法に基づくアメリカ合衆国・連邦裁判所のための量刑ガイドライン及び一般的量刑指針 (**Sentencing Guidelines and Policy Statements**) であり、犯罪事実を基準とする43段階の犯罪レベル (**offence level**) および被告人の前科を基準とする6段階の犯罪歴レベル (**category**) を各々縦軸・横軸に据えたスコアによって刑の上限・下限が提示され、事案の特性に応じて縦軸・横軸の位置を調整して最終的な刑期の幅を決定し、基本的にはその範囲で宣告刑を言い渡すことになる²⁰。いくつかの州においても同様のガイドラインが採用されている。

近年注目されるのは、イギリス(以下では、イングランド及びウェールズを指すものとする)における量刑ガイドラインである²¹。イギリスでは、2003年刑事司法法に基づいて行政組織と

¹⁸ 例えば、佐藤隆之「平成28年刑事訴訟法改正による『合意制度』の導入について」東北ロー5号(2018年)58頁注25参照。

¹⁹ 酒巻・前掲注(17)46頁。さらに、川出敏裕「協議・合意制度および刑事免責制度」論ジュリ12号(2015年)65頁以下参照。

²⁰ 2016年版のガイドラインが <https://www.ussc.gov/guidelines> から閲覧できる。

²¹ 本ガイドラインについては、Andrew Ashworth and Julian V. Roberts (eds.), *Sentencing Guidelines, Exploring the English Model*, 2013, Oxford University Press; Julian V. Roberts (ed.), *Exploring Sentencing Practice in England and Wales*, 2015, Palgrave Macmillan; Julian V. Roberts and Andrew Ashworth, *The*

しての量刑ガイドライン委員会 (Sentencing Guidelines Council) が設置され、量刑の個別的なテーマに応じてガイドラインを公表するという作業が開始された。特に 2004 年の「最重要原則としての犯罪の重さ (seriousness) について」と題するガイドラインでは、犯罪の重さを決定するパラメーターとして犯人の有責性(culpability)と犯罪によって惹起された害悪 (harm) を主要な要素として、これらを加重ないし軽減する事情が詳細に規定されており、さらに社会内処遇とするか否かを判断する項目も提示されている。その後、2009 年の検屍官及び司法法によって、量刑ガイドライン委員会は (それまで控訴院のいわゆるガイドライン判決 (当該犯罪類型についての量刑基準を説示した判決) の作成を担当していた量刑勧告委員会 (Sentencing Advisory Panel) と統合される形で) 量刑委員会 (Sentencing Council) へと拡充され、引き続き多くのガイドラインを公表している。特徴的な点は、暴行罪 (2009 年)・薬物犯罪 (2012 年)・性犯罪 (2013 年)・環境犯罪 (2014 年)・強盗罪 (2016 年) といったように、犯罪類型ごとのガイドライン (offence-specific guideline) を作成していることであり、「総花的」な基準とは異なって、当該犯罪の特性に応じた量刑が可能になるというメリットがある。ガイドラインの基本的な構造を、暴行罪ガイドライン (Assault : Definitive Guideline) を例に見てみると、(Step 1) 裁判官は、ガイドラインに掲げられた特定の加重・軽減事情のみを考慮することによって、当該被告人の有責性及び当該行為の害悪の程度を決定し、それに基づいて、当該事案に関して、3つの犯罪カテゴリーの中の1つを選択する→ (Step 2) 選択したカテゴリーについて、カテゴリーの範囲 (例えばカテゴリー1では9年から16年の拘禁刑) 及び基準点 (例えばカテゴリー1では12年の拘禁刑) が定められているので、基準点から出発して、ガイドラインに掲げられた事情及びその他の事情を考慮することによって、カテゴリーの範囲内で具体的な刑を決定する、というものである。Step1 では特定の事情のみから当該事案の (法定刑の範囲での) 相対的な位置づけを決定し、Step2 では様々な事情を考慮することにより、相対的な位置づけの中でのさらなる個別化を図ろうとするものといえる。これ以降は細かい調整に関するものであり、(Step 3) 訴追への協力といった特別な軽減事情の考慮→ (Step 4) 有罪答弁による軽減→(Step 5) 重大な傷害を惹起している場合のより重い刑の選択→ (Step 6) 複数の犯罪を行っている場合の全体性 (Totality) の検討→ (Step 7) 損害賠償命令ないし付帯命令の検討→ (Step 8) 当該量

Evolution of Sentencing Policy and Practice in England and Wales, 2003-2015, in: Michael Tonry (ed.), Sentencing Policies and Practices in Western Countries: Comparative and Cross-National Perspectives (Crime and Justice Vol.45), 2016, The University of Chicago Press, 307-358 などを参照。邦語文献として、吉戒純一「イギリスにおける量刑改革—2003年刑事裁判法」判タ 1235号(2007年)85頁以下、井戸俊一「イギリスの量刑ガイドラインについて」判タ 1238号(2007年)67頁以下、川崎友巳「イギリスにおける執行猶予」論ジュリ 14号(2015年)57頁以下等がある。なお、日英の量刑制度の比較として、Julius Weitzdörfer, Yuji Shiroshita, and Nicola Padfield, Sentencing and Punishment in Japan and England : A Comparative Discussion, in: Jianhong Liu and Setsuo Miyazawa(eds.), Crime and Justice in Contemporary Japan, Springer, 2018, 189-214 を参照。

刑の理由及び効果についての説明→(Step 9) 未決勾留期間の刑期への算入、という手順を規定している。ここでは、必ず考慮に入れるべき事情と、事案の特性に応じて考慮すべき事情を峻別し、量刑判断の公平性を図りつつも個別化にも資するという工夫がなされており、かつ、判断プロセスが明示されていることにより、事後的に量刑の適否を審査することが容易になっている点が特徴である。

わが国においても、特に裁判員裁判の量刑に関しては、一般的判断基準及び考慮すべき事情ならびにその評価方法に関して予め明示された指針—法律として規定するか否かは別論として—を策定し、それに基づいて量刑評議を実施することが、量刑判断過程の可視化・透明化に資するのみならず、一般市民の量刑に対する理解を増進させることにも役立つものと思われる。

3. 本研究の方法

本研究では、裁判員裁判において、(1) 生命の剥奪を伴う究極の量刑判断である、死刑選択が争点となった事例と、(2) 比較的新しい犯罪類型であり、実務的にも量刑基準が生成されつつある途上にあると解される危険運転致死罪に関する事例とを検討の対象とした。

【研究1】

判例データベース (LEX/DB および LLI/DB、補足的に日弁連量刑データベース²²) に掲載されている裁判員裁判による裁判例から、死刑が言い渡された事例 (35 例) を抽出し、判決文において、死刑選択の基準ならびに考慮されている量刑事情は何かを中心に分析を実施した。

【研究2】

上記の判例データベースに掲載されている裁判員裁判による裁判例から、危険運転致死罪が罪名に含まれている事例 (65 例) を抽出し、判決文において、量刑判断の基準ならびに考慮されている量刑事情は何かを中心に分析を実施した。

4. 結果

【研究1】 ([表1] を参照)

(1) 死刑選択基準としては、後述する最高裁平成 27 年の 2 決定をも踏まえた形で、「当裁判所の裁判官及び裁判員は、死刑があらゆる刑罰のうちで最も冷厳で窮極の刑罰であることにかんがみ、その適用は慎重の上にも慎重を期して行われなければならないという観点及び国家刑罰権の発動として求められる公平性の確保の観点を踏まえつつ、いわゆる永山判決...において示された死刑選択の際の考慮要素等について十分な検討を加えた上で、裁判例の集積からうかがわれる量刑傾向を参考として死刑を選択することがまことにやむを得ないものと認められるかどうかについて判断し」た (28) といった一般論が示されている。

(2) 死刑選択にあたっては、(a)結果の重大性、(b)犯行態様の残虐性・執拗性、(c)計画性の高さ、(d)動機の悪質さ、の4つの量刑事情が決定的な意味をもっている。少なくとも(a)~(d)のすべてが充足されれば、他に有利な事情があっても死刑は確実である。

²² 研究にあたって、日弁連事務局から量刑データベース使用に関する許可を得た。

(3) 上記の(a)～(d)の一部が充足されていない(ように解される)場合でも、死刑が回避されるとは限らない。そのような場合でも、他の量刑事情と併せて考慮されることによって(いわば「補強」され、「評価し直される」ことによって)、死刑を回避しない事情として機能していることがある。

例えば、(c)計画性の高さが本来の意味において充たされていない場合であっても、動機不明の事案であるから計画性が低いことは軽減事情とならない(⑥)、強固な殺意に基づいて殺害行為を一定時間継続させているから、突発的犯行であることを強調すべきでない(⑦)、短期間に複数の犯行を行っており、他にも殺害の危険性はあった(⑧)、強盗を計画した以上、被害者の抵抗排除(殺害)の事態は想定可能であった(⑨⑰)、計画性のない第一犯行が、第二犯行の誘因となっている(⑱)、犯行後の隠蔽工作の態様などから見て、生命軽視の度合いは(計画性が高い場合と比べて)遜色がない(⑳㉔)、犯行に綿密な計画はなく場当たりの面があることは否定しがたいが、一定の準備行為を行っており強固な殺意の下で敢行したことも併せ考慮すれば、計画性が低いことは量刑特に重視すべきものとはいえない(㉔)と、殺害の計画性も強盗の計画性も認められず、現場において突発的に強盗殺人の犯意が生じたと見るほかない事案であるが、殺意は強固であり、犯行着手後、自らの身勝手な利欲的目的を実現するために、障害となる者を確実に殺害して現金を奪おうと冷徹に行動したことが明らかである(㉔)といったように、他の事情を援用することにより「計画性が低い」ことを「補強」し、有利な事情とはしない評価が導かれている。

(d)動機の悪質さが充足されない場合においても同様の傾向が見られる。すなわち、動機は不明であるが、人格の偏りから感情が爆発したものと考えられる(⑥)、動機は不明であるが、前科の存在から見て反社会的傾向が顕著である(⑧)、動機形成に妄想が影響しているが、決断したのは被告人の選択である(⑩)、利欲以外の要素(妬み・恨み)が併存していても、有利な事情とはならない(㉔)など、ここでも「動機が悪質ではない」ものの結論的には減輕する方向に至らないよう、他の事情による「補強」がなされているものといえる。

さらに、死亡被害者1名の事案においても、2名以上の事案と比べて(a)結果の重大性が必ずしも低く評価されているわけではない。2名の殺人の前科があり、強い非難に値する(④)、短期間に複数の犯行を行っており、粗暴な性格傾向が看取される場合には被害者数は極刑回避の決定的事情ではない(⑧)、殺害された被害者の数は1名であるが、性的被害も伴っており、結果は重大である(⑱)といったように、ここでも被害者が1名であることを、減輕阻止的に評価しようとしている²³。

²³死刑判決の㉔は、「これまでの同種罪質の事案の量刑状況を見ても、殺害の計画性の有無にかかわらず、犯行全体として生命軽視の姿勢が甚だしく顕著である場合には、殺害被害者が1名であっても死刑が選択されることがあり得るといえる。この点において、本件は、犯行全体としてはもちろんのこと、殺人の動機及び態様の点だけでも、生命軽視の姿勢が甚だしく顕著といえる。したがって、本件は、殺害被害者が1名であり、生前の被害児童に対する強姦や強制わいせつの事実は起訴されていないとはいえ、公平の観点からも死刑選択が十分許容され得る事案というべきである」としている。

運転処罰法) の第 2 条 (1 年以上の有期懲役)・第 3 条 (15 年以下の有期懲役) における特別刑法上の犯罪となった。

全 65 例の中で、危険運転致死罪の単統一罪で、かつ被害者が 1 名の事案を見てみると、最も軽い量刑は懲役 3 年 (裁判例 63)、最も重い量刑は懲役 10 年 (裁判例 44・58) である。量刑事情として重視されているのは犯行態様 (特に自動車走行の危険性) と結果である (もっとも裁判例 37 は、自動車走行の態様について危険性が高く悪質であるとしつつ、被害者が 1 名であることは「誠に痛ましいものではあるが...生じた結果という点において相対的に軽い事案というべきである」とし、その上でさらに「被告人に対する刑は、概ね弁護人が主張するとおり、懲役 5 年から懲役 12 年までの大枠の幅の中に位置づけられるべきである」として、被告人が薬を服用するに当たり、薬理効果の危険性を著しく軽視していたことを加重事情として懲役 7 年を言い渡している)。裁判例 44 は、犯行に至る経緯とともに、運転状況の危険性、結果の重大性を指摘しつつ、「被害者が 1 名の危険運転致死の量刑傾向をみると、懲役 9 年から懲役 6 年程度の範囲に分布しているところ...本件は相当に悪質な事案であって、このような量刑傾向の中でも重い部類に属するものといえる」として、被害弁償の見込み、前科前歴の不存在を考慮しても懲役 10 年が相当であるとしている (求刑: 懲役 12 年)。また、裁判例 58 も、犯行態様の悪質性、運転中の飲酒という道路交通法規を無視する態度からみて「本件は、単独犯によるアルコール酩酊運転類型の危険運転致死 1 件の事案の中では、重い部類に属する」として、懲役 10 年を言い渡している (求刑: 懲役 14 年。ただし判決では「本件が、同種事案よりも悪質性の点で上回っているとまではいえない」としている)。他方、懲役 3 年を言い渡した裁判例 63 は、運転行為の無謀ぶりを非難しつつ、弁護人からの「本件は幼馴染の親友同士でドライブを楽しんでいた際に惹起された運転行為であって、加速した経緯や動機には斟酌すべき点もある」との主張に対して、「たしかに、死亡した被害者が同乗者である場合の量刑がそうでない場合に比して軽くなるという量刑傾向にあるが、被害者がことさら危険な運転行為を懲慥したり、積極的に容認したりしたなどという事情が認められない本件においては、斟酌の程度には限度がある」として、運転行為の危険性にも照らすと執行猶予が相当の事案とはいえず、示談の成立・反省の情・更生環境の整備といった一般情状は刑期において考慮するとして上記の刑を導いている。

同じく単統一罪で、かつ被害者 2 名の事案では、運転行為の危険性・結果の重大性が主要な量刑事情となって懲役 14 年に処されたものが 2 例ある (裁判例 1・6)。裁判例 1 は、「飲酒運転の末の悲惨な死亡事故に対する社会的な非難の強さから、これを防止すべく危険運転致死罪が立法され、飲酒運転に対する罰則等が強化されているにもかかわらず、同種事案が後を絶たないことからすると、この種事案に対しては厳しい量刑で臨むべきであり、従前の量刑幅を重くすべきであり、「アルコールの影響による危険運転致死で、2 名の死亡被害者がいる事案に対しては、懲役 10 年以上 15 年以下の範囲内の刑が相当である」と指摘している (求刑: 懲役 15 年)。もっとも、単統一罪で、かつ被害者 3 名の事案であって懲役 9 年に処された事例がある (裁判例 27) が、そこでは「本件で最も重視すべき犯行は、尊い命が三つも失われたことで

ある。しかし、犠牲者は3人とも同乗者であって、全く無関係の歩行者等が犠牲になったような事案とは異なる。したがって、同種事案—高速度運転により同乗者が1名以上死亡した危険運転致死事件—の量刑分布グラフを参考として量刑する。3人の命が失われたことを考えれば、同分布グラフの中で最も重い部類の刑を科するべきである。しかし他方で、著しい高速度であったとは認められず、酒気帯び運転等の悪質な犯罪が併合されていないし、高速運転に興じていた等の極めて悪質な動機は証拠上認められないことに照らせば、それを超えるような重い刑を科するべきとまではいえない」と判示されている（求刑：懲役12年）。

危険運転致死罪の裁判例では、全体的に見て、判決理由における「犯情」の評価が占める割合は高く、一般情状に関する評価は極めて簡潔である。犯情評価に際しては、過去の同種事案の量刑傾向（特に「懲役 α 年から懲役 β 年に分布している」と具体的刑期を示して説明することが多い）に言及することによって、今回の事案も基本的にはその範囲内で宣告刑を導こうとする姿勢が強く見られるといつてよい。

(2) 危険運転致死罪だけではなく、他罪として危険運転致傷、道路交通法違反等が併合罪として処断されている事案においては、法律上可能な刑の上限ないしそれに近い刑に達している例も見られる。裁判例5では、被害者3名の危険運転致死罪のほか、道路交通法違反、窃盗罪、窃盗未遂罪、建造物侵入罪の成立が認められ、懲役23年に処されており（求刑：懲役27年）、裁判例52（共犯事例）では、被害者3名の危険運転致死罪のほか、被害者2名の危険運転致傷罪及び道交法違反の成立が認められた一方の被告人について、その「刑事責任は、赤色信号を殊更無視した危険運転致死傷事案の中でも類を見ないほど重いものというべきであり、「責任逃れのための弁解に終始し、自身の責任に向き合い真摯に反省しているとはいえないことなどをも考慮すると、対人賠償無制限の任意保険に加入しており、金銭賠償が見込まれることなどの事情を踏まえても、法律上上限の刑がふさわしい」と判示している（求刑：懲役23年）。

(3) 各犯罪類型の一般的な量刑傾向に関して指摘されているように、概して求刑の70～80%の刑期に相当する量刑を言い渡す例が多いが、唯一、求刑（懲役15年）を上回る量刑（懲役16年）を言い渡した裁判例15（死亡被害者1名・重傷被害者1名）では、走行態様の危険性・結果の重大性に加えて、救護義務違反の点、及びこれまでに飲酒運転を繰り返してきたという規範意識の欠如が加重事情として考慮されている。

(4) 本研究で取り上げた65件は、すべて有罪判決であり、かつ、実刑が言い渡されている。弁護人によって執行猶予を付すべき旨が主張された例（裁判例3・52）はあるが、判決で執行猶予が言い渡されたものは見られなかった。例えば裁判例52では、犯行態様の悪質さ、交通法規を軽視する態度などの「事情を総合考慮して、信号を殊更に無視した危険運転致死1件を処断罪とする量刑グラフも参考にして、本件における被告人の刑事責任の程度を考えると、被告人に他の犯罪の併合審理がないことを斟酌しても、被告人の刑事責任は重く、執行猶予や短期の実刑が相当な事案とは到底いえず、懲役6年から8年程度の実刑が相当な事案と位置付けられる」としつつ、「他方、被告人は、公判廷で事実を認めて、被害者及びその家族に対する

謝罪の言葉を述べ、残りの損害賠償金の支払の意向を示して、被告人なりの反省の態度を見せていること、被害者の葬儀に参列し香典 10 万円を供えるなどして弔意を示し、100 万円の被害弁償をするなど、不十分ながらも一定の慰謝の措置を講じていること、被告人の母が証人として出廷し、被告人を指導監督すると述べていること、被告人には前科がないことは、被告人のために酌むべき事情といえる」と述べながらも、「もつとも、以上の事情を最大限被告人に有利に考慮しても、被告人の刑事責任を若干軽減することとどまり、主文の刑を科するのが相当であると判断した」と結論づけている（求刑：懲役 8 年）。

なお、既出の最高裁判所の「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成 30 年 7 月末・速報）」によれば、危険運転致死罪の全有罪人員である 192 名中、（全部）執行猶予に付された者は 2 名（1%）となっているが、同じく結果的加重犯である傷害致死罪においては 1092 名中 129 名（11.8%）に（全部）執行猶予が付されていることと比較しても、非常に低率であるといえることができる。

因みに、上記の執行猶予事例のうちの 1 件（最初の執行猶予判決）を担当した弁護人が論稿を公表している²⁷。それによれば、量刑理由においては、まず犯情について、原付自転車の 2 人乗りという危険性が高い行為であることを指摘しつつ、交差点内の一旦停止及び比較的低速度等の事情が本件の危険性・悪質性の程度を低めること、被害者がヘルメットを装着していなかったことによる責任をすべて被告人に負わせるべきではないこと、犯行時 17 歳の被告人の人格の未熟さ、考え方の浅はかさが本件犯行に及んだことに影響しているといった事情が、被告人に対する非難の程度を低めるとされている。そして、危険運転致死の事案ではその大部分が実刑をもって臨むのが相当であるが、本件は、そのような事案の中では行為の危険性・悪質性及び非難の程度がいずれも低い事案と位置づけることができ、執行猶予に付することの相当性も検討すべきであるとし、被告人の謝罪や墓参り、被害弁償が予定されていること、被害感情が必ずしも高くないこと等の諸事情を総合し、社会内での更生が相当であると判示したとされている。

5. 考察

(1) 以上の【研究 1】及び【研究 2】の結果に基づいて、裁判員裁判における量刑判断の実際を改めて検証しながら、そこに、「被告人の更生に資する刑罰を導出する」という視点が内在されているかどうか、されていないとすれば、今後はどのような方向で裁判員裁判における「更生に資する量刑基準」を構築していくべきであるか、について考察する。考察に当たっては、裁判員裁判の量刑のあり方に関して、近時の最高裁判例に示された見解も適宜参照し、そこから得られた知見をも検討することとしたい。

(2) 最高裁平成 27 年の 2 つの決定の意義

²⁷ 高橋裕樹「あえて量刑データベースを使わず執行猶予を獲得した事例」刑弁 80 号(2014 年)80 頁以下。

これまでの裁判員裁判の死刑事例では、3件が、控訴審において破棄され、無期懲役が言い渡されている。そのうちの2件である④（南青山マンション強盗殺人事件）および⑧（千葉大学女子学生殺害事件・松戸事件）では、控訴審に対して検察官が上告したが、最高裁第二小法廷は同日に、いずれについても上告を棄却する決定を言い渡している（④の上告審は、最決平27・2・3刑集69巻1号1頁；⑧の上告審は最決平27・2・3・刑集69巻1号99頁）。両決定においては、次のような同一の一般論が示されている。ここでは、すでになされている分析例²⁸に倣って、便宜上、全体を7つの部分に分けた上で、内容を検討することにした（[1]～[7]の番号および【 】内の見出しは本稿が付したものである）。

【死刑適用の慎重さと公平性】

「[1] 刑罰権の行使は、国家統治権の作用により強制的に被告人の法益を剥奪するものであり、その中でも、死刑は、懲役、禁錮、罰金等の他の刑罰とは異なり被告人の生命そのものを永遠に奪い去るという点で、あらゆる刑罰のうちで最も冷厳で誠にやむを得ない場合に行われる究極の刑罰であるから、昭和58年判決で判示され、その後も当裁判所の同種の判示が重ねられているとおり、その適用は慎重に行われなければならない。[2] また、元来、裁判の結果が何人にも公平であるべきであるということは、裁判の営みそのものに内在する本質的な要請であるところ、前記のように他の刑罰とは異なる究極の刑罰である死刑の適用に当たっては、公平性の確保にも十分に意を払わなければならないものである。」

この一般論では、まず[1]において、永山事件判決で示された、死刑は慎重に適用されなければならないという原則を確認する。続く[2]は、平成26年判決の「量刑が裁判の判断として是認されるためには、量刑要素が客観的に適切に評価され、結果が公平性を損なわないものであることが求められる」との判示を敷衍しつつ、死刑の場合にはそれが「十分に」注意されるべきことを要請している。

【共通認識としての「考慮要素及びその重みの程度・根拠」】

「[3] もとより、量刑に当たり考慮すべき情状やその重みは事案ごとに異なるから、先例との詳細な事例比較を行うことは意味がないし、相当でもない。[4] しかし、前記のとおり、死刑が究極の刑罰であり、その適用は慎重に行われなければならないという観点及び公平性の確保の観点からすると、同様の観点で慎重な検討を行った結果である裁判例の集積から死刑の選

²⁸ 本庄武「裁判員制度と死刑の適用基準」川端博ほか（編）『理論刑法学の探究9』（成文堂、2016年）103頁以下。なお、2決定の評釈等として、石田寿一「判解」ジュリ1481号(2015年)68頁以下、角田正紀「判批」刑ジャ46号(2015年)134頁以下、小池信太郎「判批」ジュリ臨増「平成27年度重要判例解説」（2016年）180頁以下、村井敏邦「判解」新・判例解説 Watch No.18（2016年）151頁以下などがある。また、④の上告審決定については、柑本美和「判批」セレクト2015[I]30頁、⑧の上告審決定については、加藤俊治「判解」研修804号（2015年）15頁、村井宏彰＝笹倉香奈「強盗殺人等被告事件」刑弁87号(2016年)124頁などを参照。

損上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠を検討しておくこと、また、評議に際しては、その検討結果を裁判体の共通認識とし、それを出発点として議論することが不可欠である。[5] このことは、裁判官のみで構成される合議体によって行われる裁判であろうと、裁判員の参加する合議体によって行われる裁判であろうと、変わるものではない。」

[3] において、平成 26 年判決がいうように「裁判員裁判において、それが導入される前の量刑傾向を厳密に調査・分析することは求められていないし、ましてや、これに従うことまで求められているわけではない」ことは、死刑判断においても妥当するとされる。ただ、続く [4] の「裁判例の集積から死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠を検討しておくこと、また、評議に際しては、その検討結果を裁判体の共通認識とし、それを出発点として議論することが不可欠である」との部分、平成 26 年判決が「評議に当たっては、これまでのおおまかな量刑の傾向を裁判体の共通認識とした上で、これを出発点として当該事案にふさわしい評議を深めていくことが求められているというべきである」としていたことと比較するとさらに踏み込んだ内容となっている。平成 26 年判決で問題となっていた「共通認識」は、直接的には宣告刑自体の重さについての（従来の「同種事犯」との）公平性を意味していた。それに対して [4] における「共通認識」は、「死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠」、換言すれば、（宣告刑を導くための前提となる）量刑事情の範囲およびそれらについての評価方法を指していると解される。そして [5] は、こうした「共通認識」を出発点とすべきことは、裁判員裁判のみならず裁判官のみによって構成される合議体にも妥当する、いわば普遍的な原則であることを強調している。

調査官解説によれば、裁判例の集積の検討自体は法曹の専門性が発揮される領域の事項であり、「共通認識」についての説示の内容からしても、そうした検討を裁判員とともに行うことを求めたものではないとされている。そのために「その検討の資料として多数の裁判例ないしその事例一覧表のようなものが公判で当事者の主張に援用され、あるいは証拠調べされるということや、多数の裁判例の写しや詳細な事例一覧表を作成して裁判員に渡すようなことは想定されていないものと考えられる」とする²⁹。すなわち、裁判例の集積の検討は、裁判員法 6 条 2 項 1 号において裁判官の専権事項とされている「法令の解釈に係る判断」に準じて扱われるものといえよう。

【総合的評価の必要性、及び死刑選択の具体的・説得的根拠の提示】

「[6] そして、評議の中では、前記のような裁判例の集積から見いだされる考慮要素として、犯行の罪質、動機、計画性、態様殊に殺害の手段方法の執よう性・残虐性、結果の重大性殊に殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等が取上げられることとなろうが、結論を出すに当たっては、各要素に与えられた重みの程度・根

²⁹ 石田・前掲注(9)71 頁。

拠を踏まえて、総合的な評価を行い、死刑を選択することが真にやむを得ないと認められるかどうかについて、前記の慎重に行われなければならないという観点及び公平性の確保の観点をも踏まえて議論を深める必要がある。

[7] その上で、死刑の科刑が是認されるためには、死刑の選択をやむを得ないと認めた裁判体の判断の具体的、説得的な根拠が示される必要があり、控訴審は、第1審のこのような判断が合理的なものといえるか否かを審査すべきである。」

[6] では、永山判決で示された死刑選択にあたっての量刑事情（に「計画性」を加えたもの）を基礎として、それらの各事情の重み・根拠を踏まえた「総合的な評価」を行うべきこと、死刑選択が「真に」やむを得ないかどうかを、慎重判断の原則ならびに公平性の確保を踏まえて行うべきことを示している。これは、永山判決の「その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない」との判示と比較すると、刑罰の正当化根拠のような一般基準に依拠することなく、量刑事情の「総合的な評価」に重点をおいたところが特徴的であるといえよう³⁰。そして [7] で、死刑判決においては「死刑の選択をやむを得ないと認めた裁判体の判断の具体的、説得的な根拠」の提示が求められている点も非常に重要である。既に見たように、平成 26 年判決では、これまでの量刑傾向を変容させる意図をもって量刑を行う場合に、従来の量刑傾向を前提とすべきではない事情の存在に関して「具体的、説得的な根拠」が必要とされていた。これに対して、死刑判決では、仮にこれまでの量刑事情に沿った判断を行う場合であっても、死刑選択それ自体について「具体的、説得的な根拠」が示される必要があるとされたのである³¹。

以上のように、最高裁平成 27 年の 2 決定において判示された死刑選択のあり方に関する一般論は、(a)裁判例の集積から死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠を検討しておくこと、(b)評議に際しては、その検討結果を裁判体の共通認識とし、それを出発点として議論すること、(c)評議の中では、考慮要素の総合評価を行い、死刑適用の慎重さと公平性の観点をも踏まえて、死刑選択が真にやむを得ないかどうかを議論すること、(d)死刑を科すには、死刑選択をやむを得ないと認めた具体的・説得的根拠が示されるべきこと、である。

³⁰ 本庄・前掲注(28)106 頁は、この部分について「永山基準が犯情の評価として死刑がやむを得ないかという基準を示すにとどまり、一般情状を併せ考慮した場合の基準について言及していなかったのに対し、犯情及び一般情状の総合評価の結果、死刑選択が『真に』やむを得ないかを検討しなければならぬとされた点」で重要であると述べる。

³¹ 小池・前掲注(28)182 頁は、この判示について、一方では、無期と死刑の二者択一の場面で先例の傾向に沿った結論に従うことを原則とする枠組みを正面から示すのは裁判員との関係で憚られたのであろうとし、他方では、死刑事案に関する先例の数は限られるところ、心構えとして、究極の刑罰である死刑は、先例の現象面ではなく、その背景にある本質的な考え方から常に具体的、説得的に根拠づけられなければならないという考慮があったものと推測する。

また、これらの2決定は、それぞれが、各事案に応じた「具体的、説得的根拠」の不存在を指摘する事例判断となっていることでも重要である。まず、④（南青山マンション強盗殺人事件）の上告審決定では、第1審判決が特に重視すべき事情として「2人の生命を奪った殺人の罪等で懲役20年に処された前科がありながら、金品を強奪する目的で被害者の生命を奪ったこと」を挙げていることに関して、「人を殺害した罪で有期徒刑に処された前科を有する者が、その刑を受け終わった後に1人を殺害する強盗殺人に及んだ事案については…有期徒刑の前科があつてその服役後に再度の犯行に及んだ場合の、再度の犯行に対する非難の程度については、前科と再度の犯行との関連、再度の犯行に至った経緯等を具体的に考察して、個別に判断せざるを得ないものというべきである」という前提から、「本件強盗殺人という自己の利欲目的の犯行である点や犯行の経緯と、第1審判決が重視する前科の内容、すなわち、口論の上妻を殺害し、子の将来を悲観して道連れに無理心中しようとした犯行とは関連が薄」く、「本件強盗殺人の量刑に当たり、前記のような前科の存在を過度に重視するのは相当ではない」と判断し、結論として「前科を除く諸般の情状からすると死刑の選択がやむを得ないとはいえない本件において、被告人に殺人罪等による相当長期の有期徒刑の前科があることを過度に重視して死刑を言い渡した第1審判決は、死刑の選択をやむを得ないと認めた判断の具体的、説得的な根拠を示したものとは言い難い」としたのである。ここでは、量刑事情としての前科の有する一般的な重要性を肯定しつつも、単に前科が存在するという事情だけではなく、「前科と再度の犯行との関連、再度の犯行に至った経緯等」を考慮しなければならない³²という、「各要素に与えられた重みの程度・根拠」に遡った検討の必要性が指摘されたものと解することができる³³。

次に⑧（千葉大学女子学生殺害事件[松戸事件]）の上告審決定では、従来の裁判例の集積の中で「殺害された被害者が1名の強盗殺人の事案において、自己の利欲等を満たす目的で人の生命を奪うことを当初から計画していなかった場合には、死刑でなく無期懲役が選択されたものが相当数見られる。これは、早い段階から被害者の死亡を意欲して殺害を計画し、これに沿って準備を整えて実行した場合には、生命侵害の危険性がより高いとともに生命軽視の度合いがより大きく、行為に対する非難が高まるといえるのに対し、かかる計画性があつたといえなければ、これらの観点からの非難が一定程度弱まるといわざるを得ないからである」との前提に立ち、「松戸事件が被害女性の殺害を計画的に実行したとは認められない事案であることは看過できない。また、殺害直前の経緯や殺害の動機を具体的に確定できない以上、その殺害態

³² 本決定の補足意見（千葉勝美裁判官）は、「短絡的な理由で2名の殺害に至って服役したにもかかわらず、再び短絡的な理由で1名の殺害に及んだという点から、ひとくくりにして『生命軽視の傾向あり』と評価することも理解できないではない」ものの、「前科と今回の犯行との関連等の吟味が不十分なままこの点を死刑選択の重要な考慮要素として過度に強調するとすれば、死刑の選択の場面では疑問がある」とし、「前科と今回の犯行との関連が薄いにもかかわらず、生命軽視の傾向という被告人の危険性ばかりを強調する文脈で前科を死刑の選択に傾く重要な要素とするとすれば、犯罪行為それ自体に対する評価を中心に据えて死刑の是非を検討すべき場面において、行為者としての被告人の人格的な側面を過度に評価するものといわざるを得ない」と指摘する。

³³ 本件の第2審（東京高判平25・6・20）について、城下裕二「判批」判評669号(2014年)35頁以下参照。

様の悪質性を量刑上重くみることに限界があるといわざるを得ない」とした。さらに、「第1審判決は、その他の事情として、松戸事件以外の事件の悪質性や危険性、被告人の前科、被告人の反社会的な性格傾向が顕著で根深いことを指摘するけれども、松戸事件以外の事件については、いずれも人の生命を奪おうとした犯行ではないこと、犯罪行為に相応しい責任の程度を中心としてされるべき量刑判断の中では、被告人の反社会的な性格傾向といった一般情状は、二次的な考慮要素と位置付けざるを得ないこと…からすれば、松戸事件以外の事件の悪質性や危険性、被告人の前科、反社会的な性格傾向等をいかに重視しても、これらを死刑の選択を根拠付ける事情とすることは困難である」とした。それにもかかわらず「松戸事件以外の事件の悪質性や危険性、被告人の前科、反社会的な性格傾向等を強調して死刑を言い渡した第1審判決は、本件において、死刑の選択をやむを得ないと認めた判断の具体的、説得的な根拠を示したものとはいえない」と判示したのである。ここでも、量刑事情としての「殺害の計画性」に「与えられた重みの程度・根拠」から検討した結果として、計画性が認められない本件で死刑を選択することの合理性の不存在、さらには被告人に不利な一般情状を死刑選択の方向で考慮することの限界が示されている³⁴。

これらの④および⑧の上告審決定で判示された内容も、事例判断ではあるものの、「各要素に与えられた重みの程度・根拠」に関する先例として、今後の裁判員裁判における量刑事情の範囲および評価方法に影響を与えていくものと思われる。

もっとも、死刑選択の一般的基準という視点からみた場合、2決定で示されたような「事例ごとに考慮されるべき量刑事情、すなわち刑を加重する事情と減軽する事情を抽出し、総合考慮を行う」という方針だけでは、判断過程に不明確が残ることは否定できない³⁵。永山判決においては、「罪刑の均衡」と「一般予防」という基準が掲げられていたが、このうち一般予防は罪刑の均衡と独立に考慮すべき必要性に乏しく、むしろ実際の判例・裁判例ではここで言及のない特別予防（更生可能性）が特に死刑を回避する方向で機能していたことが認められてきた。その意味で、永山判決を前提としつつも、より明確な判断過程を提示しようとする試みが近年行われつつあることが注目される。次項でこの問題について考察する。

(3) 死刑の一般的選択基準における「犯情」と「一般情状」

近時、わが国で有力に主張されている見解は、永山判決の掲げる諸事情の総合的考慮だけでは、「死刑適用の道筋が見えてこないし、裁判員には理解が難しいように思われる」³⁶との問題意識の下に、一般的な量刑基準としては、(1) いわゆる犯情により量刑の大枠を決め、(2) そ

³⁴ 本決定の補足意見（千葉勝美裁判官）も、松戸事件以外は殺意を伴うものではなく、死刑の選択を根拠付けるには足りないといえることから、「結局、死刑の選択については松戸事件をどう評価するかに係っている」のであり、松戸事件では死刑を選択する考慮要素の1つである殺害の計画性が認められず、また、非難の程度に直接影響する重要な情状の1つである殺害直前の経緯や殺害の動機が明らかになっていないことから、第一審の死刑選択の根拠は合理的とはいえないとしている。

³⁵ 本庄・前掲注(28)109頁。

³⁶ 原田・前掲注(6)136頁。

の大枠のなかで一般情状（刑事政策的要素）を考慮して最終的な量刑を決定する、という（「責任の幅」の理論に類似した）立場を採りつつ、死刑適用基準については、(1)の「犯情による量刑の大枠」に代えて「犯情による上限」を考えるというダブル・スタンダードを肯定する。すなわち、①死刑を選択するに際しては、犯情のみによって死刑が選択できるか否かを判断すべきであり、一般情状を理由に死刑を選択すべきではなく、一般情状は、死刑を回避する方向でのみ考慮すべきであること、②死刑を最終的に適用するには、選択と回避の2段階の絞りかけること、が重要な点であるとされる。死刑適用基準を一般の量刑基準と区別すべき理由は、第一に、永山事件基準自体が総合的な考慮を求めており、責任に関する評価のみで死刑以外はないとすることを認めていないから、それが判例法である以上、例外を根拠づけることができるといえること、第二に、より本質的には、死刑は究極の刑であり、その適用は、永山基準がいうように「やむをえない」場合でなければならないこと、に求められている³⁷。その後、論者はこれらについて補充的な説明を試み、当初、上記の①と②は「等価」とされていたことに関しては、およそ犯情の軽重を問わずに両判断が同じウェイトだというのではなく、具体的犯情から死刑が強く要請され、一般情状に特に酌量すべきものがない限り死刑とせざるを得ない場合もあるとされた³⁸。また、本説をわかりやすく敷衍すれば、(1)犯情を評価して死刑しか相当でない場合でも、一般情状を考慮して例外的に死刑を回避することは、死刑の特殊性から許される、(2)犯情を評価して死刑も無期刑も相当である場合、一般情状を考慮して死刑を選択することはできない、(3)犯情を評価して無期刑しか相当でない場合は死刑を科すことができない、という基準になる³⁹という点も追加された。

本説（以下、「犯情・一般情状モデル」という）は、「犯情」のみによっては死刑が相当とはいえない場合に、「一般情状」によって死刑を選択することを回避するという点において、量刑の基本原則である「消極的責任主義」と方向性を同じくするものといえることができる。さらに、「犯情」のみによって死刑を相当とすることができる場合であっても、「一般情状」からみて死刑を相当とはいえない場合に、同じく死刑を選択することを回避できるという点においても、「消極的責任主義」の考え方と整合的である⁴⁰。ただし注意が必要なのは、この見解が前提としている「犯情」および「一般情状」の内実である。まず「犯情」については、罪となるべき事実よりは広く、事実誤認の対象となる事実であるとされ、この中には、犯罪手段・態様についての模倣性のように、責任を基礎づける要素以外のものも含まれるとされている。また「一般情状」は、一般予防・特別予防に関する事情を中心とするが、この目的からは説明しがたい事情、たとえば捜査協力、被害者ないしその遺族の被告人に対する処罰感情、違法捜査により受けた被告人の苦痛なども考慮されるとする（あえて一括りにすれば「刑事政策的要素」であ

³⁷ 原田・前掲注(6)141-150頁。

³⁸ 原田國男「裁判員裁判における死刑判決の検討」慶應ロー22号（2012年）96頁。

³⁹ 原田國男「わが国の死刑適用基準について」井田良＝太田達也（編）「いま死刑制度を考える」（慶應義塾大学出版会、2014年）76頁。

⁴⁰ 消極的責任主義については、城下裕二『量刑理論の現代的課題 [増補版]』（成文堂、2009年）239頁以下を参照。

るとする)⁴¹。すなわち、この見解は「実務が犯情＝責任、一般情状＝一般予防・特別予防ときれいに割り切っておらず、それぞれにそれ以外の要素をある程度含んでいると解される」ことを前提に、「我が国の量刑実務は、論理的な二者択一的発想によるのではなく、総合的かつ量的な発想をしている」ことを重視して⁴²、いわば従来の実務を理論化したものという側面がある。しかしながら、「量刑における（消極的）責任主義」にいう「責任」（＝行為責任）に代わる概念として「犯情」を援用するならば、本来の「責任」に期待されている刑罰限定機能が相当程度弛緩することは避けがたいと思われる。たしかに、この見解では「事実誤認の対象となる事実」とは「刑罰権の存否及び範囲を定める事実」である⁴³とされているが、「刑罰権の存否及び範囲を定める事実」によって刑罰を限定する、というのは同義反覆に過ぎず、そこに「限定の論理」を見出すことはできない⁴⁴。また、「一般情状」についても、一般予防・特別予防に解消されない「刑事政策的要素」とは何であるのかが問題となる。たとえば、違法捜査により受けた被告人の苦痛を「一般情状」として考慮する場合、その内容は「先取られた苦痛や害悪を精算しようとするもの」であり「それ自体ニュートラルな価値中立的な調整原理」と説明されている⁴⁵。しかし、違法捜査による苦痛を「刑罰」と同一視してよいかという点もさることながら、このような「苦痛の調整」を一般予防・特別予防とは区別された「刑事政策」の範疇に含めてよいのかは、やはり慎重な検討を要すると思われる⁴⁶。別の視点からいえば、およそ刑罰を量定し、宣告すること自体に「刑事政策的機能」が伴うとするなら、量刑の際に考慮した事情はすべて「刑事政策的要素」である、ということにもなりかねないのであって、逆にそこから排除される事情を特定することは困難になるとも考えられる。

以上のように、「犯情・一般情状モデル」については、そこでいう「犯情」を行為責任に関連する要素に純化し、「一般情状」を本来の予防的考慮に限定すべきものと解される⁴⁷。

(4) 一般情状の「機能不全」

【研究1】に現れたこれまでの裁判員裁判による死刑判決を概観すると、犯情による死刑選択は決定的な効力を有しており、一般情状によって死刑を回避した例は見られない。「犯情によれば死刑が妥当であるが、一般情状を考慮して無期懲役とする」といった判断はなされてい

⁴¹ 原田・前掲注(6)117、137頁。

⁴² 原田・前掲注(6)138頁。

⁴³ 原田國男『量刑判断の実際 [第3版]』(立花書房、2008年)240頁。

⁴⁴ おそらく「犯情」は、犯罪事実自体のほか、これと密接に関連する事項を含む(原田・前掲注(6)136頁)とされていることからみて、「責任」よりも「違法性」に関係する事情の総体に近づくといえるかもしれない。しかし、そうであればなおさら刑罰限定機能は期待しがたいように思われる。

⁴⁵ 原田・前掲注(6)167頁。

⁴⁶ 詳しくは、城下・前掲注(40)89頁以下、115頁以下を参照。

⁴⁷ 井田良「量刑判断の構造について」原田國男判事退官記念論文集刊行会(編)『原田國男判事退官記念論文集・新しい時代の刑事裁判』(判例タイムズ社、2010年)464頁は、犯情と一般情状の区別という実務の考え方を、理論的な見地から基礎づけることができないか、といった点について学説も検討を進めるべきであると主張する。

ない。死刑を回避しうる一般情状とは、特別予防的にみた更生の可能性を意味すると考えられるが、本研究の問題関心からすれば、死刑選択基準においては、「更生に資する」か否かという視点はほとんど機能する余地がないのが現状であるように思われる。

このことは、別の角度からも裏づけられる。裁判員裁判において、死刑が求刑され、判決で無期懲役が言い渡された事案では、いずれも「犯情」ないし行為責任の段階においてすでに死刑が回避されるレベルの評価がなされており、「犯情により死刑選択も可能ではあるが、一般情状により死刑を回避したために無期懲役となった」と解される例は現在のところ見あたらない。データベースから抽出された裁判例としては、①東京地判平 22・11・1（殺人、住居侵入等）、②さいたま地判平 23・7・201（殺人、傷害、詐欺等）、③鹿児島地判平 24・3・19（殺人、窃盗）、④さいたま地判平 24・11・6（強盗殺人、殺人等）、⑤大阪地判平 24・12・12（殺人）、⑥広島地判平 25・3・13（強盗殺人、住居侵入等）、⑦名古屋地判平成 28・2・5（強盗殺人、強盗致傷等）、⑧福岡地判平 28・10・3（殺人、強姦致死、わいせつ目的誘拐）、⑨名古屋地判平成 28・11・2（殺人、死体遺棄、詐欺、窃盗等）、⑩岐阜地判平 28・12・14（殺人、強姦未遂、住居侵入等）、⑪長崎地判平 30・3・27（殺人、現住建造物等放火）がある。被殺者は⑧が1名、それ以外はすべて2名の事案である。

このうち、実行役ではあるが従属的立場であったこと（②）、責任能力がある程度減退していた疑いがあること（⑤⑩）が主要な理由である3例は、もともと行為の犯罪性自体が全体的に低いものといえる。この3例を除くと、死刑判決で掲げた事情に着目するならば、(c)計画性の高さが否定されているもの（①③⑥⑦⑧⑪）、および(d)動機の悪質さが否定されているもの（①④⑥⑨）、さらに(b)犯行態様は残虐・執拗であるが、一時的な興奮状態等に起因しており、計画に伴う必然的な結果とはいえず（①）、客観面と内心とに相当の乖離がある（③）とするものが見られる。

このように、無期懲役判決の事例においては、犯情事情自体にすでに死刑を回避する要因がある（違法性ないし責任を減少させる事由が内在している）ことが特徴である。反省の情が示され、更生可能性がないとはいえないとする指摘もある（①②④⑥）が、量刑理由全体の中でも、それほど重点が置かれているわけではない。このことは、既述の学説に示されていたような「犯情により死刑選択も可能であるが、一般情状により死刑を回避すべき」事例は現在のところ見当たらないということの意味している。無期懲役の選択に当たっても、犯情に基づく評価が決定的な重要性を有しているのであり、一般情状に関する事情は、ここでも、死刑回避のために十分に機能しているとはいえないのである。

同様の状況は、【研究2】によって明らかになった、裁判員裁判における危険運転致死罪の量刑動向にも見られる。同罪の量刑判断においては、主として運転行為の危険性と結果の重大性という「犯情」に基づいて、量刑分布グラフを参照しつつ、刑罰の枠（懲役 α 年から β 年までといったように）がほぼ確定し、基本的にはその幅の中で宣告刑が言い渡されている。例外的に、示談の有無、反省の情などが考慮されて、枠の下限（ α 年）を下回る刑を量定した事案もあるが、極めて少数である。すなわち、危険運転致死罪の量刑においても、「犯情」が決定的

な意義を有しており、一般情状は、文字通り「微調整」の役割しか果たしていないことを意味する。それでは、「犯情」によって導かれた刑を、ほぼそのまま被告人に科すこととなり、被告人の更生にいかん資するかという側面が度外視されることになる。このことは、【研究2】で検討した65例中、執行猶予を付した例が1例もなかったことにも現れている。もちろん、わが国の量刑実務においては、執行猶予を付すか否かは、特別予防的観点と必ずしも連動しているわけではなく、犯情の大小も影響を与えていることは従来から指摘されているところである⁴⁸。また、危険運転致死罪が立法された当初より、裁判例においては、「近時、飲酒運転や著しい高速度運転等の悪質かつ危険な自動車の運転行為による死傷事犯が少なからず発生しており、こうした悪質かつ危険な死傷事犯に対しては、従来の法律では事案の実態に即した適切な処分が困難であり、厳罰化が必要であるとの国民世論の高まりから新設された規定であって、こうした立法の趣旨は十分に尊重されるべき」⁴⁹であるといったように、立法趣旨を一種の加重事情（ないし減輕を阻止する事情）として考慮する傾向があり、その当否は別として、こうしたことも執行猶予を回避する方向に働いていると解される。しかしながら、これらの事情を認めたとしても、危険運転致死罪の被告人について「更生に資する」刑罰が科されているとはいえない状況が正当化されるものではない。同罪の裁判例でしばしば指摘されている「これまでも飲酒運転を繰り返しており、規範意識の欠如が甚だしい」者に対しては、犯情に応じた刑罰を科すだけでは解決にならないというべきである。

(5) 一般情状を機能させるために

(a) 消極的行為責任主義の再確認

既に見た最高裁平成26年判決は、「同種事案の量刑傾向」を量刑判断の出発点とすべきであるとされた。その基礎にあるのは、「他の裁判の結果との公平性」であった。同判決は「行為責任の原則を基礎としつつ…裁判例が集積されることによって、犯罪類型ごとに一定の量刑傾向が示される」としており、そこでいう「量刑傾向」とは、行為責任とほぼ同義の、すなわち犯情を中心的要素として類型化された当該犯罪行為に対する非難可能性の程度を表すものであると解される。その意味では、量刑傾向の重視は、量刑における行為責任主義の表明に他ならないということができ、それ自体は量刑判断のあり方として正当なものである。

ただ、周知のように従来から「行為責任主義」の理解には多様性があり、特に、行為責任が量刑の「基礎」であるとする見解からは、責任評価の「幅」の範囲内で宣告刑が導かれることが原則ということになる。しかし、現在においては、責任主義はいわゆる「消極的責任主義」として理解すべきこと、換言すれば行為責任は量刑の「上限」であって、必ずしも責任相応刑を「要求」するものではなく、予防的考慮が過度にわたることに対する「限界」として捉えるべきであることについては、少なくとも学説上は大まかな合意があるように思われる。問題は、

⁴⁸ 例えば、植野聡「刑種の選択と執行猶予に関する諸問題」大阪刑事実務研究会（編著）『量刑実務大系 第4巻 刑の選択・量刑手続』（判例タイムズ社、2011年）47頁以下参照。

⁴⁹ さいたま地判平成14年6月18日（LEX/DB 28085211）。

裁判員裁判の実践の中で、上述のような「公平性」の要請が前面に出てくることによって、刑罰の「責任拘束性」が強まり、現実には行為責任が量刑の「基礎」であるとする理解に近い運用がなされている点にあるといえるであろう。確かに、量刑における公平性の原則は重要であり、近年の諸外国における量刑ガイドラインの構築の原動力も、量刑における較差ないしばらつき（disparity）をいかに減少させるかという要請であった。もっとも、わが国の場合は、量刑における地域差・判断者間の差といった不均衡がこれまで殊更に問題になったわけではない。そもそも「同種事案」の意味するところは、犯情において同種の事例ということであり、被告人ごとに多種多様であるはずの一般情状を考慮に入れた場合には、そもそも「同種事案」という表現自体が不適当ということになるはずである。

「更生に資する量刑」の視点からは、量刑における公平性を維持するとしても、それは犯情に応じた刑種・刑量の選択において意味をもつにとどまり、最終的な宣告刑が、被告人の個人的事情（一般情状）に応じて変容することを妨げないものと解すべきである。もちろん一般情状によって、宣告刑が、犯情に基づく「行為責任の枠」を上回ることは責任主義から見て許容されないが、更生に資するか否かという視点から見て、責任相応刑を科すことが適当ではないと判断される場合には、行為責任の枠を下回ることを「例外視」する必要はない。このような意味において、行為責任は量刑の「上限」を画するにすぎないという「量刑における消極的（行為）責任主義」を再確認することがまず重要である。これは、既に2(4)でも述べたように量刑理論からみれば当然のことではあるが、本研究で明らかになったわが国の量刑判断の実際を踏まえるならば、改めて強調しておかなければならない。

(b)一般情状の考慮方法

犯情評価の次に、犯罪類型を問わず、また、死刑選択が問題となっている事案か否かを問わず、必ず一般情状の評価を行うべきである。現役裁判官による、「一般情状が軽量を調整する第二次的な要素であるということは、最終的な結論に与える影響が常に小さいということではない」「そもそも、量刑の基本は行為責任だといっても、一つの刑罰法規において法定刑の幅が広い以上…その基本原則だけで犯罪行為に相応しい刑の重さ、その数量化を行う事は必ずしも容易ではない」⁵⁰という指摘をも踏まえるならば、犯情ないし行為責任による枠の中に宣告刑を収めるということに拘泥することなく、一般情状を考慮することによって、被告人自身に与える刑の効果に着目した量定を行うべきである。

一般情状にも様々な要素が含まれるが、「更生に資する量刑」の視点からは、特別予防的考慮の判断資料、特に被告人の年齢・前科・成育歴・家庭環境・犯罪後の態度が重要な意味をもつ。これらの事情は、その存在自体ではなく、当該被告人の更生可能性にとって、どのような関連性を有しているのかが個別的に明示される必要があり、そうした関連性が立証されることによって、考慮要素としての地位を獲得するといふべきである。既述の平成21年度司法研究においても、例えば「被告人が若年であること」「被告人の生い立ちが不幸であること」という事情は、あくまで当該事案の具体的事情に照らして、更生可能性の程度にいかなる意味に

⁵⁰ 河原・前掲注(5)550、551頁。

において影響するのかを検討すべきことが指摘されている。また、「犯罪後の態度」のうちの被告人の反省について、「純粹に犯罪行為後の事情であり、矯正指導を素直に受け入れる可能性の程度を推知する事情として、特別予防の一事情として位置付けられる」として、「実際の裁判では、反省の有無・程度だけでなく、被害弁償や示談の努力の真剣さ、被害者らへの謝罪の有無、その内容、時期、自首、警察への出頭状況、真実解明への積極的協力など客観的で具体的な事情をトータルに考慮して、被告人の特別予防の必要性の有無・程度等について説得的に主張・立証することが求められよう」⁵¹と説明されている。最高裁平成26年判決は、量刑傾向からの離脱に際して「具体的、説得的根拠」の提示を求めている。上記の司法研究の説明をも踏まえるならば、そうした「具体的、説得的根拠」は、犯情を基礎とした責任相応刑を（下回る方向で）離脱する際に、個々の量刑事情の存在、さらにはそれらの評価方法を主張するにあたって必要となるというべきであろう。そうした量刑事情の集積から、総体としての更生可能性の内実も明らかになると考えられる。

もつとも、従来から、更生可能性ないし特別予防の必要性判断には困難が伴うことが指摘されてきた。また、犯情の評価と比較しても、当該被告人についての今後の更生についての予測は、不確実であることを避けられないとする懸念も表明されてきた。ただ、例えば2016年から導入された刑の一部執行猶予制度においては、3年以下の実刑が相当という量刑判断がなされた被告人に対し、「犯情の軽重及び犯人の境遇その他の事情を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるとき」（刑法27条の2第1項）に一部執行猶予が適用される。同制度の本質ないし要件論については、多くの解説・検討がなされつつあるが⁵²、「実刑の特別予防の観点からのバリエーション」として、実刑の一部を社会内処遇に置き換えることの必要性・相当性が問われていると解するのが一般的である。そのため、（i）被告人に再犯のおそれがあることを確認し、（ii）その対処として、比較的長期の社会内処遇の期間を確保して行う有用な処遇方法を想定できるかを判断し、（iii）そうした有用な社会内処遇方法を、被告人の更生意欲・環境等に照らして実効的に実施できるかを判断する、という段階を経るべきものと解されている⁵³。このうち、特に（ii）に関しては、被告人の再犯のおそれの原因となる問題性に着目し、それに対応する処遇プログラム等を現行制度下で利用可能なメニューから具体的に選択する必要がある、また（iii）についても、（ii）で選択されたメニューの実効性に関して、当該被告人の個別・具体的な状況、すなわち反省の態度、家族による支援、定住先の確保等から評価することが求められている。このように、刑の一部執

⁵¹ 井田ほか・前掲注(7)66-67頁。

⁵² 例えば、太田達也『刑の一部執行猶予』（慶應義塾大学出版会、2014年）、小池信太郎「刑の一部執行猶予制度の施行」法教434号(2016年)42頁以下、樋口亮介「刑の一部執行猶予の選択要件と宣告内容」論ジュリ17号(2016年)217頁以下など。立案担当者による逐条解説として、白井智之ほか「刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律について」曹時68巻1号(2016年)25頁以下。

なお、裁判員裁判における刑の一部執行猶予は、平成30年度7月末の統計において全有罪人員中10名であったので（前掲注(2)参照）、本研究では、直接の分析の対象とはしなかった。

⁵³ 小池・前掲注(54)47頁以下参照。

行猶予の量刑においては、現実には、(実刑を社会内処遇に置換するという領域に限定されてはいるものの) 被告人の更生可能性に関わる判断が行われているのであり、今後は、そうした判断で用いられている手法をも参考にしつつ、特別予防全般についての考慮方法を洗練させていくことが望まれる。

(c)一般情状の主張・立証に関する手続的課題

上記のような更生可能性に関する量刑事情を具体的・説得的に主張するためには、行動科学・経験科学的知見の援用が要請されることも少なくなく、犯情の場合以上に困難が予想される。わが国の場合、諸外国のような判決前調査 (pre-sentencing investigation) 制度が存在しないために、例えば被告人の経歴・環境等に関する個人的事情に関する詳細な資料が十分に整わない可能性もある。もちろん、判決前調査の導入可能性については研究が進みつつあるが⁵⁴、当面は、個別的に実施されているいわゆる「情状鑑定」の充実を図ることで対処すべきであろう。裁判員裁判における最初の死刑求刑事案である前掲の東京地判平 22・11・1 では、情状鑑定が実施され、判決理由を見る限り、鑑定人の主張が、裁判体によって示された死刑を回避し無期懲役判決へと至る根拠に対して、明確に影響を与えた実例となっている⁵⁵。

また、最近では、高齢者・知的障害者等の事例に関して、情状証人として出廷する福祉関係者が、「更生支援計画書」を作成して、当該被告人が福祉施設に入所することなどによって再犯をすることなく生活していくことが可能な見通しを提示する試みが実施されている⁵⁶。こうした試みは、量刑 (公判) 段階のみならず、捜査段階、さらには医療観察法の手続段階でも行われており、量刑段階では、特定の領域の被告人を対象とするものではあるが、情状鑑定の新たな方向性を示唆するものとして注目される。

さらに、手続二分論も検討すべき課題である。わが国の刑事裁判においては、犯罪事実の認定手続と量刑手続が区別されておらず、証拠調べに関しても、事実認定に関する証拠か、量刑に関する証拠かという観点からの区別はされていない。しかし、被告人の有罪が認定されていない段階で、一般情状に関する証拠調べが行われることは被告人のプライバシー保護から見て問題があるだけでなく、特に一般市民が判断者となる裁判員裁判においては、犯罪事実の認定に影響を及ぼすおそれもある。2016 (平成 28) 年の刑事訴訟規則の一部改正により、「犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べは、できる限り、犯罪事実に関する証拠の取調べと区別して行うように努めなければならない」(198 条の 3) という規定が導入されたが、文字通り「努力義務」にすぎない。裁判官によっては、裁判員裁判において犯罪事実についての取調べが終了した段階で、中間評議を行い、有罪・無罪の結論を出した上で、有罪の結論が出た場合には量刑に関する証拠調べに移り、無罪の結論が出た場合にはそれ以降の量刑

⁵⁴ 須藤明ほか (編著) 『刑事裁判における人間行動科学の寄与』(日本評論社、2018 年)

⁵⁵ 城下裕二「裁判員裁判における量刑判断」白取祐司 (編著) 『刑事裁判における心理学・心理鑑定の可能性』(日本評論社、2013 年) 242 頁以下参照。

⁵⁶ 詳細は、一般社団法人東京 TS ネット (編)・堀江まゆみほか (監修) 『更生支援計画をつくる』(現代人文社、2016 年) 参照。

に関する証拠調べを打切るという運用を試みている例も報告されている⁵⁷。手続二分論の導入に際しては幾多の議論を経なければならないが、一般情状に関する証拠調べをより充実した形で行い、「更生に資する量刑」を実現するためには、本研究のような実体法的考察と並行して、真に検討に値する課題であるというべきであろう⁵⁸。

6.文献

石田寿一「判解」ジュリ 1481 号(2015 年)68 頁以下

井田良ほか(司法研修所・編)『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』司法研究報告書 63 輯 3 号 (2012 年)

井田良「量刑判断の構造について」原田國男判事退官記念論文集刊行会(編)『原田國男判事退官記念論文集・新しい時代の刑事裁判』(判例タイムズ社、2010 年)453 頁以下

一般社団法人東京 TS ネット(編)・堀江まゆみほか(監修)『更生支援計画をつくる』(現代人文社、2016 年)

井戸俊一「イギリスの量刑ガイドラインについて」判タ 1238 号(2007 年)67 頁以下

植野聡「刑種の選択と執行猶予に関する諸問題」大阪刑事実務研究会(編著)『量刑実務大系 第 4 巻 刑の選択・量刑手続』(判例タイムズ社、2011 年) 1 頁以下

太田達也『刑の一部執行猶予』(慶應義塾大学出版会、2014 年)

岡田雄一「量刑—裁判の立場から」三井誠ほか(編)『新 刑事手続Ⅱ』(悠々社、2002 年) 481 頁以下

加藤俊治「判解」研修 804 号 (2015 年) 15 頁以下

角田正紀「判批」刑ジャ 46 号(2015 年)134 頁以下

川出敏裕「協議・合意制度および刑事免責制度」論ジュリ 12 号 (2015 年) 65 頁以下

川崎友巳「イギリスにおける執行猶予」論ジュリ 14 号(2015 年)57 頁以下

河原俊也「量刑—裁判の立場から」三井誠ほか(編)『刑事手続の新展開 下巻』(成文堂、2017 年) 547 頁以下

小池信太郎「刑の一部執行猶予制度の施行」法教 434 号(2016 年)42 頁以下

小池信太郎「判批」ジュリ臨増「平成 27 年度重要判例解説」(2016 年) 180 頁以下

柑本美和「判批」セレクト 2015[I]30 頁

小島透「裁判員裁判による量刑の変化—統計データから見た裁判員裁判の量刑傾向—」中京

⁵⁷ 杉田宗久『裁判員裁判の理論と実践』(成文堂、2013 年) 193 頁以下。なお、高見秀一「手続二分論的運用の試み(話題提供として): 故杉田宗久判事の法廷を経験した弁護人として」法と心理 15 巻 1 号(2015 年)3 頁以下参照。

⁵⁸ なお、本研究の考察で得られた知見に関して、札幌弁護士会・刑事弁護センターの協力により、刑事弁護人の方々からの意見聴取を実施する計画であったところ、その機会として 2018 年 9 月 8 日に予定されていた法と精神医療学会(於 北海道大学)が、地震のために中止となったため、実施することができなかった。今後を期することとしたい。

49 卷 3=4 号 (2015 年) 169 頁以下
最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」(2012 年)
司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度』(2001 年)
酒巻匡「刑事訴訟法等の改正—新時代の刑事司法制度 (その 1)」法教 433 号 (2016 年)
41 頁以下
佐藤隆之「平成 28 年刑事訴訟法改正による『合意制度』の導入について」東北ロー 5 号
(2018 年) 50 頁以下
白井智之ほか「刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の
一部の執行猶予に関する法律について」曹時 68 卷 1 号(2016 年)25 頁以下
城下裕二『量刑理論の現代的課題 [増補版]』(成文堂、2009 年)
城下裕二「裁判員裁判における量刑判断」白取祐司(編著)『刑事裁判における心理学・心理
鑑定の可能性』(日本評論社、2013 年) 215 頁以下
城下裕二「判批」新・判例解説 Watch15 号 (2014 年) 163 頁
城下裕二「判批」判評 669 号(2014 年)35 頁以下
城下裕二「裁判員裁判と『同種事犯の量刑傾向』—最高裁平成 26 年 7 月 24 日判決を契機と
して—」札院 31 卷 2 号 (2015 年) 129 頁以下
城下裕二「量刑判断における行為事情と行為者事情—『死刑と無期の間』を中心に」刑弁
83 号(2015 年)127 頁以下
城下裕二「裁判員裁判における死刑選択基準」上石圭一ほか(編)『現代日本の法過程
(宮澤節生先生古稀記念) 下巻』(信山社、2017 年)117 頁以下
杉田宗久『裁判員裁判の理論と実践』(成文堂、2013 年)
須藤明ほか(編著)『刑事裁判における人間行動科学の寄与』(日本評論社、2018 年)
高橋裕樹「あえて量刑データベースを使わず執行猶予を獲得した事例」刑弁 80 号(2014 年)
80 頁以下
高見秀一「手続二分論的運用の試み(話題提供として): 故杉田宗久判事の法廷を経験した
弁護人として」法と心理 15 卷 1 号(2015 年)3 頁以下
楡井英夫「判解」平成 26 年度最判解 (2017 年) 272 頁以下
原田國男『量刑判断の実際 [第 3 版]』(立花書房、2008 年)
原田國男『裁判員裁判と量刑法』(成文堂、2011 年)
原田國男「裁判員裁判における死刑判決の検討」慶應ロー 22 号 (2012 年) 93 頁以下
原田國男「裁判員裁判における量刑傾向: 見えてきた新しい姿」慶應ロー 27 号 (2013 年)
161 頁以下
原田國男「裁判員裁判の量刑の在り方—最高裁平成 26 年 7 月 24 日判決をめぐって—」刑ジャ
42 号 (2014 年) 43 頁以下
原田國男「わが国の死刑適用基準について」井田良=太田達也(編)「いま死刑制度を考える」
(慶應義塾大学出版会、2014 年) 76 頁以下
原田國男『量刑判断の実際 [第 3 版]』(立花書房、2008 年)

樋口亮介「刑の一部執行猶予の選択要件と宣告内容」論ジュリ 17 号(2016 年)217 頁以下

本庄武『少年に対する刑事処分』(現代人文社、2014 年)

本庄武「裁判員制度と死刑の適用基準」川端博ほか(編)『理論刑法学の探究 9』(成文堂、2016 年) 103 頁以下

村井敏邦「判解」新・判例解説 Watch No.18 (2016 年) 151 頁以下

村井宏彰＝笹倉香奈「強盗殺人等被告事件」刑弁 87 号(2016 年)124 頁

吉戒純一「イギリスにおける量刑改革—2003 年刑事裁判法」判タ 1235 号(2007 年)85 頁以下

Andrew Ashworth and Julian V. Roberts (eds.), *Sentencing Guidelines, Exploring the English Model*, 2013, Oxford University Press

Julian V. Roberts (ed.), *Exploring Sentencing Practice in England and Wales*, 2015, Palgrave Macmillan

Julian V. Roberts and Andrew Ashworth, *The Evolution of Sentencing Policy and Practice in England and Wales, 2003-2015*, in: Michael Tonry (ed.), *Sentencing Policies and Practices in Western Countries: Comparative and Cross-National Perspectives (Crime and Justice Vol.45)*, 2016, The University of Chicago Press, 307-358

Julius Weitzdörfer, Yuji Shiroshita, and Nicola Padfield, *Sentencing and Punishment in Japan and England : A Comparative Discussion*, in: Jianhong Liu and Setsuo Miyazawa(eds.), *Crime and Justice in Contemporary Japan*, Springer, 2018, 189-214

〔表1〕 裁判員裁判例における死刑判決

	罪名 (死亡被害者数)	控訴等	備考
①横浜地判平 22・11・16 (船橋市ホテル監禁殺人事件) 【LEX/DB 25470446】	殺人、強盗殺人等(2)	控訴取下 (死刑)	共犯
②仙台地判平 22・11・25 (石巻市3人殺傷事件) 【LEX/DB 25443083】	殺人、殺人未遂等(2)	仙台高判平 26・1・31 (控訴棄却) 最判平成 28・6・16 (上告棄却・死刑)	少年 (18歳 7か月)
③宮崎地判平 22・12・7 (宮崎市一家3人殺害事件) 【LEX/DB 25470198】	殺人、死体遺棄等(3)	福岡高判平 24・3・22 (控訴棄却) 最判平 26・10・16 (上告棄却・死刑)	
④東京地判平 23・3・15 (南青山マンション強盗殺人事件) 【判時 2197号 143頁】	強盗殺人、住居侵入(1)	東京高判平 25・6・20 (破棄自判・無 期懲役) /最決平 27・2・3 (上告棄却・ 無期懲役)	否認
⑤長野地判平 23・3・25 (長野市一家3人強盗殺人事件) 【LEX/DB 25480102】	強盗殺人、死体遺棄(3)	東京高判平 24・3・22 (控訴棄却) 最 判平 26・9・2 (上告棄却・死刑)	共犯
⑥横浜地判平 23・6・17 (川崎市騒音トラブル殺人事件) 【LLI/DB L06650340】	殺人(3)	控訴取下 (死刑)	
⑦静岡地沼津支判平 23・6・21 (静岡女性2人殺害事件) 【LEX/DB 25480334】	強盗殺人、殺人、詐欺等 (2)	東京高判平 24・7・10 (控訴棄却) 最判平 26・12・2 (上告棄却・死刑)	
⑧千葉地判平 23・6・30 (千葉大学女子学生殺害事件) 【刑集 69巻 1号 168頁参照】	強盗殺人、放火等(1)	東京高判平 25・10・8 (破棄自判・無 期懲役) /最決平 27・2・3 (上告棄却・ 無期懲役)	
⑨熊本地判平 23・10・25 (宇土・熊本3人強盗殺傷事件) 【LEX/DB 25481871】	強盗殺人、同未遂等(2)	福岡高判平 24・4・11 (控訴 棄却) 上告取下 (死刑)	
⑩大阪地判平 23・10・31 (此花区パチンコ店放火殺人事件) 【判タ 1397号 104頁】	殺人、放火等(5)	大阪高判平 25・7・31(控訴棄却) 最判平成 28・2・23 (上告棄却・死刑)	
⑪長野地判平 23・12・6 (長野市一家3人強盗殺人事件) 【LEX/DB 25480103】	強盗殺人、死体遺棄(3)	東京高判平 26・2・27(破棄自判・無 期懲役) 最判平 27・2・9 (上告棄却・ 無期懲役)	共犯

⑫長野地判平 23・12・27 (長野市一家3人強盗殺人事件) 【LEX/DB 25480169】	強盗殺人、死体遺棄(3)	東京高判平 26・2・20(控訴棄却) 最判平 28・4・26 (上告棄却・死刑)	共犯
⑬さいたま地判平 24・2・24 (横浜・埼玉連続偽装殺人事件) 【LEX/DB 25480579】	殺人、詐欺等(2)	東京高判平 25・6・27(控訴棄却) 最判 平 27・12・4 (上告棄却・死刑)	共犯
⑭さいたま地判平 24・4・13 (首都圏連続不審死事件) 【LEX/DB 25481416】	殺人、詐欺等(3)	東京高判平 26・3・12(控訴棄却) 最判平 29・4・14 (上告棄却・死刑)	一部否認
⑮鳥取地判平 24・12・4 (鳥取連続不審死事件) 【LEX/DB 25503373】	強盗殺人、詐欺等(2)	広島高松江支判平 26・3・20(控訴棄却) /最判平 29・7・27 (上告棄却・死刑)	一部否認
⑯岡山地判平 25・2・14 (岡山元同僚強盗殺人事件) 【LLI/DB L06850087】	強盗殺人、強盗強姦等(1)	控訴取下 (死刑)	
⑰福島地郡山支判平 25・3・14 (会津美里町夫婦強盗殺人事件) 【LEX/DB 25445498】	強盗殺人、住居侵入等(2)	仙台高判平 26・6・3(控訴棄却) 最判平 28・3・8 (上告棄却・死刑)	
⑱東京地判平 25・6・11 (山形・東京連続放火殺人事件) 【LLI/DB L06830387】	殺人、放火等(3)	東京高判平 26・10・1 (控訴棄却) 最判平 28・6・13 (上告棄却・死刑)	共犯
⑲長崎地判平 25・6・14 (長崎ストーカー殺人事件) 【LEX/DB 25501675】	殺人、傷害、窃盗等(2)	福岡高判平 26・6・24 (控訴棄却) 最判平成 28・7・21 (上告棄却・死刑)	
⑳大阪地堺支判平 25・6・26 (大阪元社長夫婦強盗殺人事件) 【LEX/DB 25501419】	強盗殺人、窃盗等(2)	大阪高判平 26・12・19 (控 訴棄却) (上告中)	否認
㉑大阪地堺支判平 26・3・10 (堺市資産家連続強盗殺人事件) 【LEX/DB 25503175】	強盗殺人、略取等(2)	大阪高判平 28・9・14 (控訴 棄却) (上告中)	
㉒東京地判平 26・9・19 (銀座資産家夫婦強盗殺人事件) 【LEX/DB 25504928】	強盗殺人、死体遺棄等(2)	東京高判平 28・3・16 (控訴 棄却) (上告中)	一部供述 拒否

⑳名古屋地判平 27・2・20 (愛知親子3人強盗殺傷事件) 【LEX/DB 25505919】	強盗殺人、同未遂等(2)	名古屋高判平 27・10・14 (控 訴棄却) (上告中)	
㉑大阪地判平 27・6・26 (心齋橋通り魔殺人事件) 【判夕 1421 号 377 頁】	殺人(2)、銃刀法違反	大阪高判平 29・3・9 (破棄 自判・無期懲役)	
㉒山口地判平 27・7・28 (山口・周南5人連続殺人事件) 【判時 2285 号 137 頁】	殺人(5)、非現住建造物放火	広島高判平 28・9・13 (控訴 棄却) (上告中)	
㉓名古屋地判平 27・12・15 (愛知碧南夫婦強盗殺人事件) 【LEX/DB 25541967】	強盗殺人(2)、同未遂、住居 侵入	名古屋高判平 28・11・8 (控 訴棄却) (上告中)	共犯 一部否認
㉔神戸地判平 28・3・18 (神戸小1女兒殺人事件) 【LEX/DB 25543180】	殺人(1)、わいせつ誘拐、死 体損壊・遺棄	(控訴中)	
㉕前橋地判平 28・7・20 (群馬・前橋連続殺人事件) 【LEX/DB 25543574】	強盗殺人(2)、同未遂、窃盗、 住居侵入	東京高判平 30・2・14 (控訴 棄却) (上告中)	
㉖静岡地沼津支判平 28・11・24 (静岡・伊東干物店殺人事件) 【判時 2345 号 120 頁】	強盗殺人(2)	東京高判平 30・7・30 (控訴 棄却) (上告中)	否認
㉗神戸地判平 29・3・22 (兵庫連続5名殺人事件) 【LEX/DB 25448600】	殺人(5)、銃砲刀違反	(控訴中)	
㉘甲府地判平 29・3・22 (フィリピン連続保険金殺人事件) 【LEX/DB 25547116】	殺人(2)、詐欺、電磁的公正証書 原本不実記録・同供用、有印私 文書偽造・同行使等	(控訴中)	共犯
㉙京都地判平 29・11・7 (関西青酸連続殺人事件) 【LEX/DB 25449086】	殺人(3)、強盗殺人未遂(1)	(控訴中)	
㉚静岡地判平 30・2・23 (浜名湖周辺殺人・死体遺棄事件) 【LEX/DB 25549814】	強盗殺人(1)、殺人(1)、電子計算 機使用詐欺、窃盗、死体損壊、 死体遺棄、詐欺等	(控訴中)	黙秘

㊸さいたま地判平 30・3・9 (さいたま連続殺人事件) 【LEX/DB 25549814】	住居侵入、強盗殺人(6)、死 体遺棄	(控訴中)	
㊹横浜地判平 30・3・22 (介護付老人ホーム殺人事件) 【LEX/DB 25560322】	殺人(3)	(控訴中)	否認

[表2] 危険運転致死罪の裁判員裁判例

	適用法令 (危険運転致死)	他罪 (括弧内の 数字は被害者 数)	量刑	求刑 (被害者参加)	弁護意見	死 亡 者
(1)千葉地判 平22・1・28	旧208の2①前		懲役14年	懲役15年		2
(2)水戸地判 平22・1・29	旧208の2②後	危険運転 致傷(1)	懲役6年	懲役10年	懲役4年 以下	1
(3)青森地判 平22・4・22	旧208の2②後	危険運転 致傷(1)	懲役5年 6月	懲役7年	執行猶予	1
(4)大阪地堺支判 平22・7・2	旧208の2①前		懲役7年	懲役10年		1
(5)名古屋地判 平22・10・22	旧208の2②後	道交117の4・117 ②、窃盗等	懲役23年	懲役27年	懲役17年	3
(6)福岡地判 平23・9・16	旧208の2① 前		懲役14年	懲役15年		2
(7)静岡地沼津支判 平23・10・28	旧208の2② 前	致傷(1)、道交117 ②・119①	懲役12年	懲役10年		1
(8)広島地判 平24・1・24	旧208の2① 前	器物損壊	懲役10年	懲役12年		1
(9)札幌地判 平24・3・2	旧208の2② 後		懲役5年	懲役10年		1
(10)横浜地判 平24・8・59	旧208の2② 前	道交117②、窃 盗・建造物侵入	懲役12年	懲役16年		1
(11)さいたま地判 平24・9・26	旧208の2① 前		懲役6年	懲役10年		1
(12)さいたま地判 平24・10・17	旧208の2① 前	危険運転致 傷(1)	懲役13年	懲役15年		2
(13)宮崎地判 平24・10・29	旧208の2① 前		懲役8年	懲役12年		1
(14)松江地判 平24・11・2	旧208の2① 後		懲役6年	懲役7年		1
(15)神戸地判 平24・11・18	旧208の2② 後	致傷(1)・道交法 違反	懲役16年	懲役15年		1
(16)さいたま地判 平24・11・18	旧208の2② 後	道交法117②・ 119①⑩	懲役9年	懲役12年		1

(17)神戸地判 平 24・12・12	旧 208 の 2① 前	器物損壊	懲役 14 年	懲役 18 年		2
(18)横浜地判 平 25・1・21	旧 208 の 2② 後	道交 119・自動車 過失傷害(2)	懲役 4 年 6 月	懲役 7 年		1
(19)千葉地判 平 25・5・23	旧 208 の 2① 後	危険運転致 傷(2)	懲役 7 年	不明		1
(20)名古屋地判 平 25・6・10	旧 208 の 2① 前	道交法 117 の②、 119⑩	懲役 11 年	懲役 12 年 被害者:30 年		1
(21)札幌地判 平 25・6・21	旧 208 の 2① 前	致傷(1)・道交 法 117 の 4	懲役 3 年	懲役 8 年		1
(22)東京地判 平 25・10・2	旧 208 の 2① 前	道交法 117 の 2・119⑩	懲役 12 年	懲役 12 年		1
(23)松江地判 平 25・11・1	旧 208 の 2① 後		懲役 8 年	懲役 10 年		2
(24)東京地判 平 26・3・25	旧 208 の 2① 後	致傷(1)・道交法 119①	懲役 8 年	懲役 10 年		1
(25)横浜地判 平 26・4・25	旧 208 の 2② 後	致傷(1)道交法 117 の 2 の 2	懲役 9 年	懲役 10 年	懲役 4 年	1
(26)京都地判 平 26・5・30	旧 208 の 1① 前	危険運転致 傷(1)	懲役 8 年 6 月	懲役 10 年	懲役 6 年 以下	1
(27)京都地判 平 26・9・5	旧 208 の 2① 後		懲役 9 年	懲役 12 年		3
(28)京都地判 平 26・9・19	旧 208 の 2① 前	致傷(2)過失傷害 (1)道 117②119①	懲役 12 年	懲役 13 年		1
(29)横浜地判 平 27・1・21	旧 208 の 2② 後		懲役 4 年 6 月	懲役 6 年		1
(30)高松地判 平 27・1・26	旧 208 の 2① 前		懲役 12 年	懲役 15 年		1
(31)さいたま地判 平 27・1・29	処罰法 2 条 1 号	致傷(1)道交法 117②・119⑩	懲役 10 年	懲役 15 年		1
(32)岐阜地判 平 27・2・2	旧 208 の 2② 後	道交 17 の 2 の 2(3 号)	懲役 12 年	懲役 17 年		2
(33)横浜地判 平 27・2・17	旧 208 の 2①後	危険致傷(2)、覚 せい剤、窃盗	懲役 10 年	懲役 11 年	懲役 5 年	1
(34)札幌地判 平 27・4・23	処罰法 2 条 2 号	道交法 117 の 2	懲役 5 年	懲役 6 年		1

(35)旭川地判 平27・4・23	旧208の2①後		懲役6年	懲役8年		1
(36)水戸地判 平27・4・24	処罰法2条1号		懲役7年	懲役8年		1
(37)函館地判 平27・6・19	処罰法2条1号		懲役7年	懲役8年		1
(38)札幌地判 平27・7・9	処罰法2条1号	道交法117 ②	懲役22年	懲役22年		4
(39)静岡地沼津支判 平27・7・16	処罰法2条6号	道交法117 の2の2	懲役14年	懲役17年		2
(40)千葉地判 平27・8・10	旧208の2② 前	道交法117 ②・119①10	懲役7年	懲役8年		1
(41)和歌山地判 平27・8・27	処罰法2条5号	道交法117の2 の2、車両法等	懲役17年	懲役18年		2
(42)東京地判 平27・9・11	処罰法2条5号	道交法117 条の2の2	懲役9年	懲役10年		1
(43)水戸地判 平27・9・17	処罰法2条2号	致傷(3)、道117 の2の2、強盗等	懲役15年	懲役16年		3
(44)長野地判 平27・10・26	処罰法2条1号		懲役10年	懲役12年		1
(45)東京地判 平28・1・15	処罰法3条1項	危険運転致 傷(6)	懲役8年	懲役10年		1
(46)名古屋地判 平28・1・29	旧208の2①前	死体遺棄	懲役9年	懲役12年	懲役7年	1
(47)横浜地判 平28・5・24	処罰法2条2号	致傷(2)道交117 条②、119①10号	懲役11年	懲役12年		1
(48)京都地判 平28・5・25	処罰法2条2号	危険運転致 傷(2)	懲役3年6 月	懲役6年		1
(49)横浜地判 平28・6・9	処罰法2条5号	道交法違反 (⇒無罪)	懲役7年6 月	2罪前提で懲役 10年		1
(50)さいたま地判 平28・9・6	処罰法2条1号	道交117の5-1 号、119①10号	懲役8年	懲役12年	懲役7年	1
(51)札幌地判 平28・11・10	処罰法2条5号	致傷(1)(共犯:道 117②・119①10)	懲役23年(共 犯者も同様)	懲役23年		4
(52)秋田地判 平29・1・20	処罰法2条5号		懲役7年	懲役8年	懲役3年・執 行猶予5年	1

(53)静岡地沼津支判 平29・1・24	処罰法2条5号	道交117②・ 119①10号	懲役8年	懲役10年	懲役6年	1
(54)大阪地判 平29・2・17	処罰法3条2項	危険運転致 傷(1)	懲役10年	懲役12年		2
(55)大阪地判 平29・3・3	処罰法2条2号	致傷(5)、車両 法108①	懲役11年	懲役12年		2
(56)大阪地判 平29・3・23	処罰法2条5号	致傷(1)、道117 の2,119①隠避	懲役7年	懲役10年		1
(57)水戸地判 平29・7・4	処罰法2条5号	道交法117 の2の2①	懲役9年	懲役10年 被害者:23年	懲役3年 (過失運転)	1
(58)旭川地判 平29・7・6	処罰法2条1号		懲役10年	懲役14年		1
(59)福井地判 平29・9・22	処罰法2条2号		懲役3年6 月	懲役6年		1
(60)神戸地判 平29・10・3	処罰法2条6号	覚せい剤、道交 117②、119①10	懲役11年	懲役13年		1
(61)岐阜地判 平29・10・6	処罰法3条1項	道交法117 ②・119①10	懲役7年	懲役10年		1
(62)東京地判 平29・10・17	処罰法2条5号	致傷(4)道117の 2/119①10詐欺	懲役17年	懲役20年		1
(63)千葉地判 平29・10・30	処罰法2条2号		懲役3年	懲役5年		1
(64)千葉地判 平29・12・25	処罰法2条2項	道交117の2の2 ①、119①10号	懲役10年	懲役10年		1
(65)津地判 平30・2・8	処罰法3条1項	危険運転致 傷(1)	懲役4年	懲役6年		1